

第3期高畠町子ども・子育て支援事業計画

(高畠町次世代育成支援行動計画)

(放課後子ども総合プランに基づく高畠町行動計画)

(高畠町子どもの貧困に対する行動計画)

(成育医療等に関する計画)

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2030年度)



令和7年(2025年)3月

高 畠 町

目 次

◆第1章 計画の策定にあたって◆

1. 計画策定の背景と趣旨	4
2. 計画の位置づけと性格	5
3. 計画の期間	5

◆第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況◆

1. 人口等の状況	7
2. 世帯の状況	11
3. 就労の状況	14
4. 経済的な状況	18
5. 保育施設等の状況	22
6. 小学校の状況	24
7. 中学校の状況	26

◆第3章 計画の基本的な考え方◆

1. 基本理念	28
2. 基本目標	29
3. 施策の体系	30

◆第4章 基本目標ごとの取り組み◆

1. 安心してこどもを生み育てることができる環境づくり	32
2. こどもが健やかに育つ環境づくり	35
3. こどもの安全安心の確保と家庭生活を応援する環境づくり	39
4. 子育てを地域全体で応援する環境づくり	44

◆第5章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み等◆

1. 教育・保育提供区域の設定	49
2. 教育・保育の量の見込みと確保の内容	50
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	52
4. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する 体制の確保	57

◆第6章 計画の推進◆

1. 計画の進行管理	59
2. 計画の推進	59

◆資 料◆

1. 第2期計画実績	
(1) 教育・保育の量の見込みと確保状況	62
(2) 地域子ども・子育て支援事業の確保状況	64
(3) その他子どもに関する支援事業の状況	71
2. ニーズ調査結果（概要）	72
3. 主な用語解説	80
4. 計画策定の経緯	84
5. 高畠町子ども・子育て会議条例	85
6. 高畠町子ども・子育て会議委員名簿	87

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけと性格
3. 計画の期間

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、近年、急速な少子・高齢化により、労働力人口の減少や地域社会の活力低下などの課題が深刻さを増し、社会・経済へも影響を与えています。このような社会情勢のなか、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こどもと子育てを取り巻く環境の変化によって、子育てに対する負担や不安、孤立感を感じる人が増えており、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国では、平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立され、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年（2016年）4月から開始されました。そして、令和5年（2022年）4月にはすべてのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。同じく令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政令全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども政策の充実が図られています。

本町では、こうした趣旨を踏まえ、幼児期の学校教育・保育及び子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的・計画的に推進するため、平成27年（2015年）3月に「高畠町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年（2020年）3月に「第2期高畠町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進し、きめ細かい・切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組んできました。

そして、この度の「第3期高畠町子ども・子育て支援事業計画」は、第2期の進捗状況や実績評価等も踏まえた上で、各計画と連携しながら、国の法律や方針に基づいて策定します。

※本計画における「こども」表記について、法律等により規定されているもの以外は、平仮名表記の「こども」を用いています。子ども・子育て支援法により規定されている本計画の名称は「子ども」を用いています。

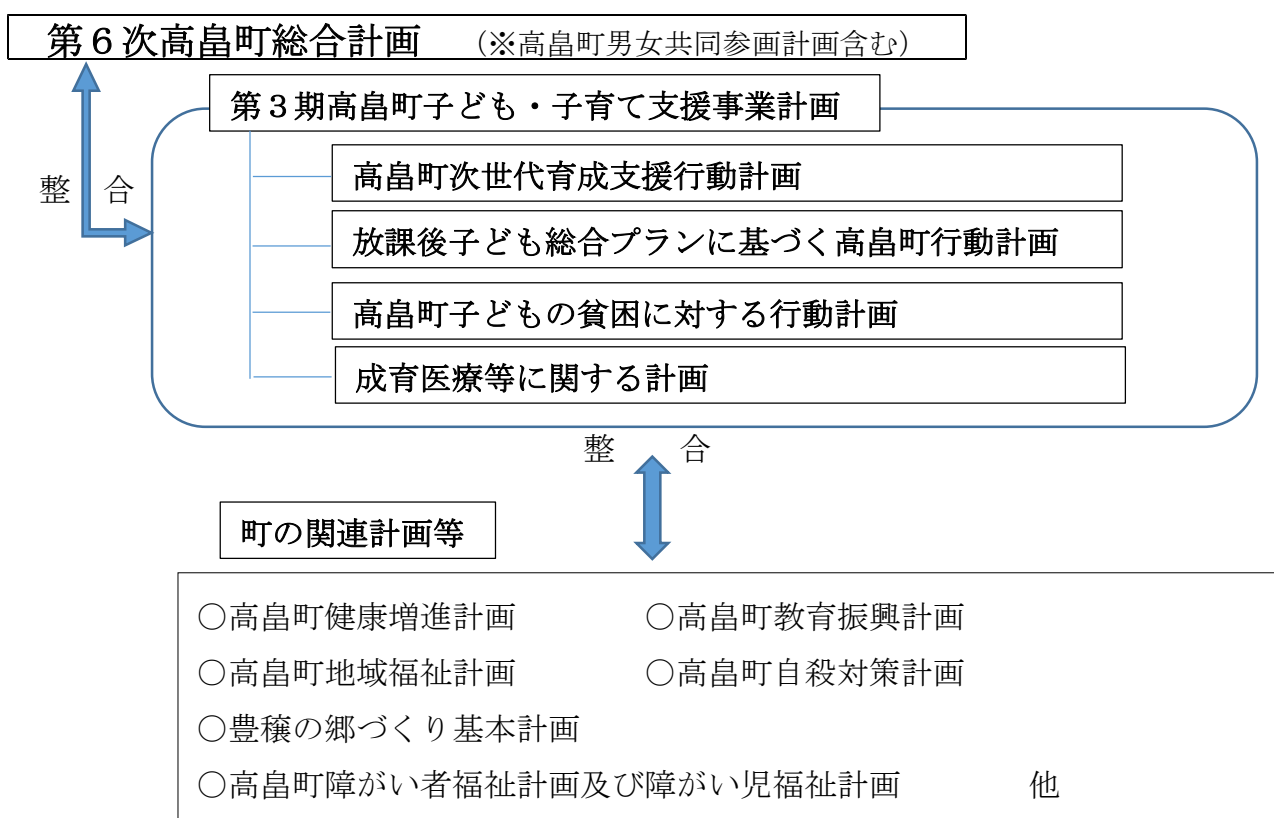
2. 計画の位置づけと性格

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき策定します。

またこの計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「第 6 次高畠町総合計画」に掲げる基本目標に関連する施策を具体的に推進するための計画に位置づけられ、こどもが健やかに成長する環境整備や町民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体となって取り組むための指針となるものです。

また加えて、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づき策定する地方自治体行動計画「高畠町次世代育成支援行動計画」及び放課後児童対策パッケージを踏まえた行動計画「放課後子ども総合プランに基づく高畠町行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律を踏まえた「高畠町子どもの貧困に対する行動計画」を引き継ぐ計画に位置づけて策定します。さらに、成長過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律を踏まえた母子保健を含む「成育医療等に関する計画」も新たに追加して策定します。

<高畠町の諸計画との関係>



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2030 年度）までの 5 年間とします。なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画期間の中間年度（令和 9 年度（2027 年度））において見直しを行うものとします。

第2章

こどもと子育て家庭を 取り巻く状況

1. 人口等の状況
2. 世帯の状況
3. 就労の状況
4. 経済的な状況
5. 保育施設等の状況
6. 小学校の状況
7. 中学校の状況

1. 人口等の状況

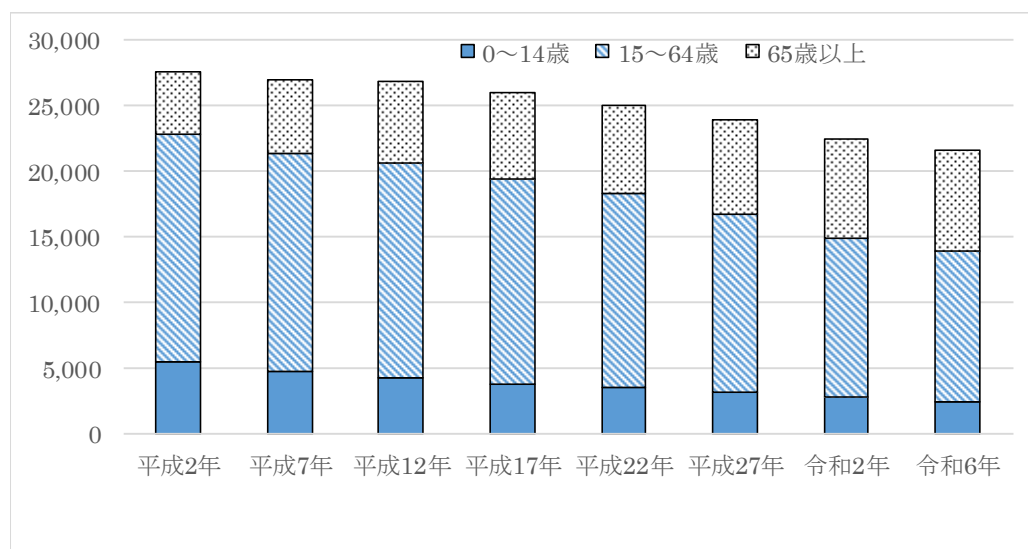
(1) 人口の推移

平成2年（1990年）からの人口の推移をみると、総人口は毎年100人程度減少しています。

特に0歳から14歳の人口は大きく減少を続け、平成2年（1990年）と令和2年（2020年）を比べると2,746人減り、半数となっています。逆に65歳以上の人口は平成2年（1990年）と令和2年（2020年）を比べると2,858人増えています。以下の年齢3区分の構成割合をみると少子高齢化の状況が年々顕著になってきています。

★★人口の推移★★								
								(人)
年齢区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
0～14歳	5,455	4,692	4,176	3,735	3,429	3,101	2,709	2,360
15～64歳	17,316	16,648	16,396	15,660	14,868	13,579	12,134	11,541
65歳以上	4,739	5,624	6,235	6,631	6,721	7,187	7,597	7,634
総人口	27,510	26,964	26,807	26,026	25,018	23,867	22,440	21,535
(国勢調査：平成2年～令和2年／住民基本台帳：令和6年)								

★★総人口の推移★★



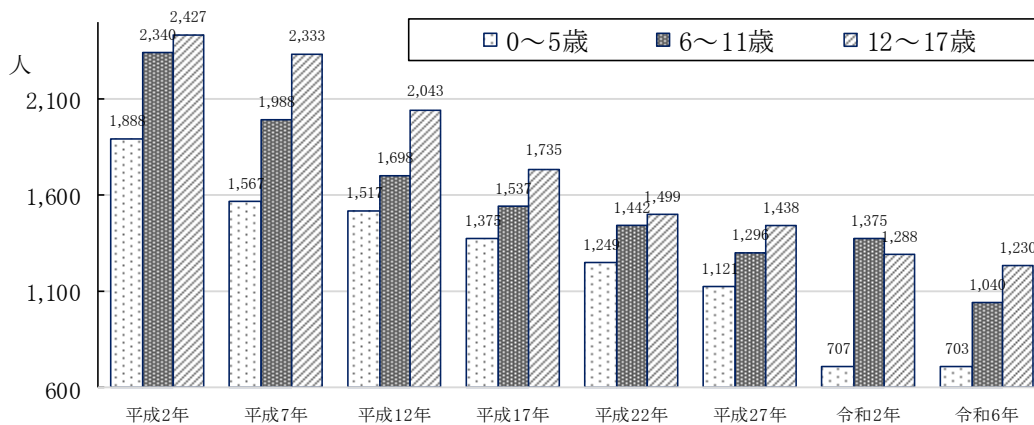
★★児童人口の推移★★

(人)

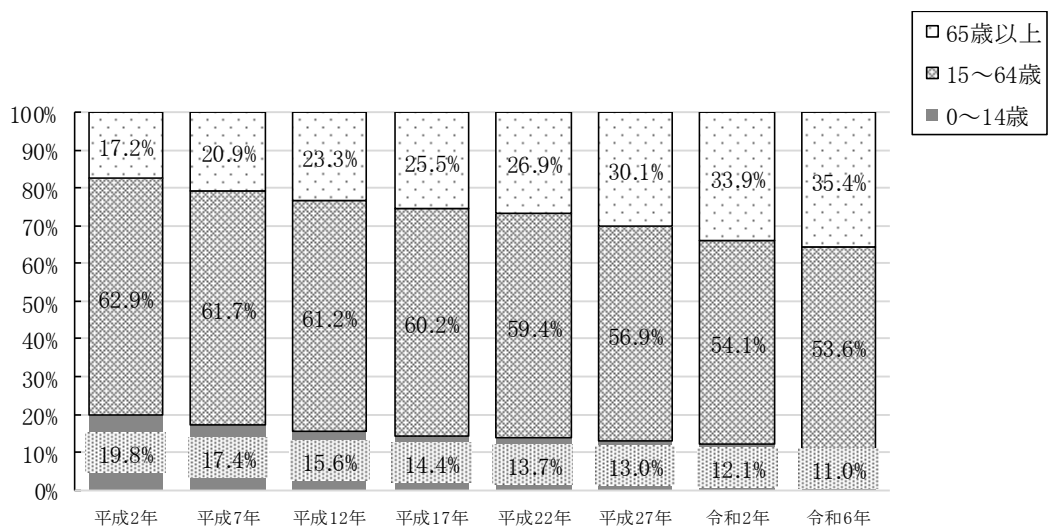
年齢区分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 6 年
0～5 歳	1,888	1,567	1,517	1,375	1,249	1,121	707	703
6～11 歳	2,340	1,988	1,698	1,537	1,442	1,296	1,375	1,040
12～17 歳	2,427	2,333	2,043	1,735	1,499	1,438	1,288	1,230
総人口	6,655	5,888	5,258	4,647	4,190	3,855	3,370	2,973

(国勢調査:平成 2 年～令和 2 年／住民基本台帳:令和 6 年)

★★児童人口の割合★★



★★年齢3区分の推移★★



(2) 人口推計 (令和2年(2020年)～6年(2024年)の実績人口を基に「コーホート変化率法」による推計)

今後の高畠町の総人口は、減少傾向が続いていくものとみられます。

今後5年間の人口は、0歳から14歳の人口の割合は減少していくものの、前5年間の減少傾向(年0.1%減)と同程度と推計します。

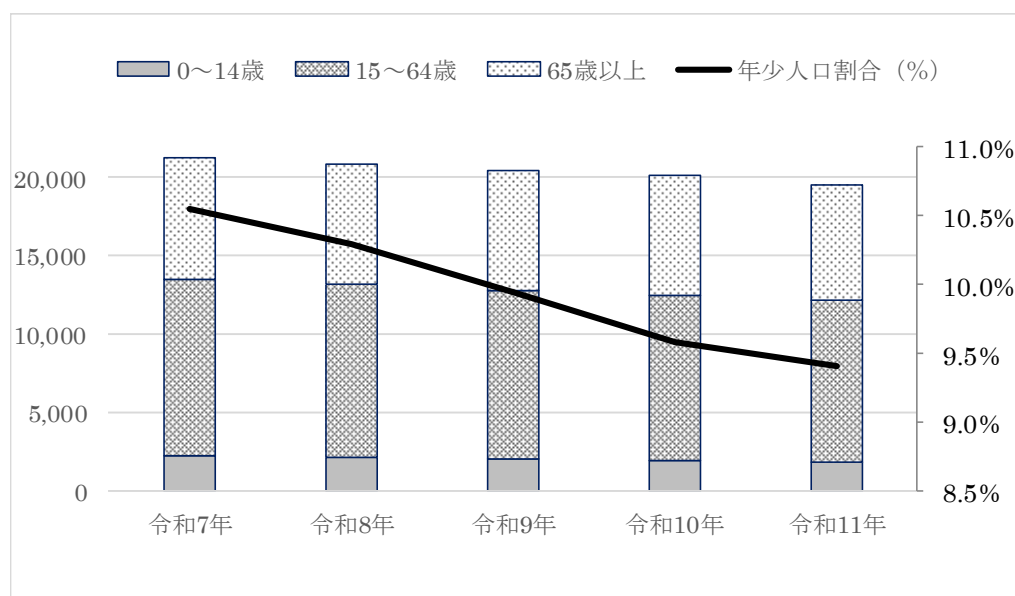
少子高齢化により15歳から64歳の労働力人口が最も減少していくとみられます。

14歳以下の年少人口割合は、前年対比で0.2～0.3%程度の割合で減少傾向が続くとみられます。

★★年齢3区分の推計★★

(人)

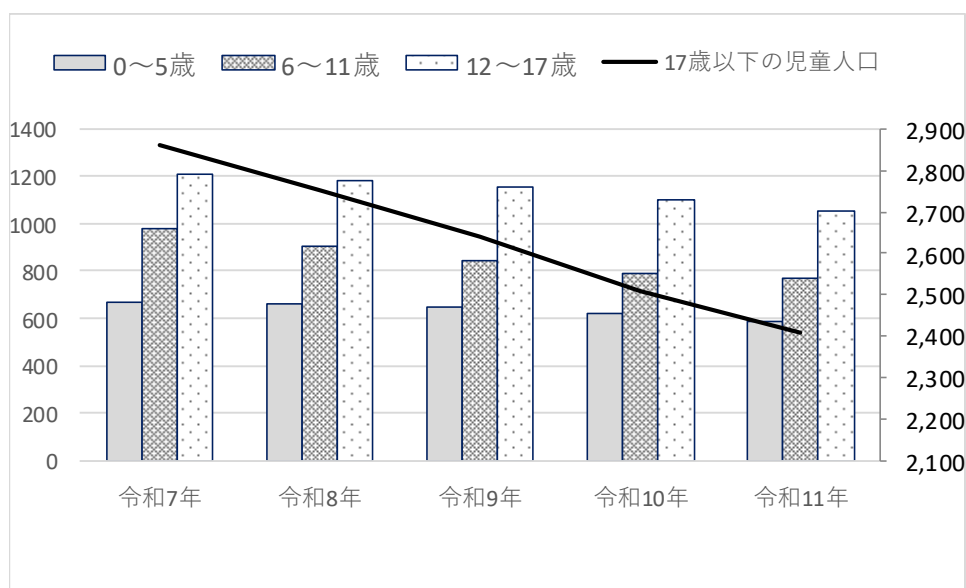
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～14歳	2,237	2,146	2,030	1,929	1,836
15～64歳	11,285	11,027	10,761	10,500	10,275
65歳以上	7,704	7,691	7,637	7,710	7,422
年少人口割合(%)	10.5%	10.3%	9.9%	9.6%	9.4%
総人口	21,226	20,864	20,428	20,139	19,533



★★17 歳以下の児童人口の推計★★

(人)

年齢区分	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0～5 歳	670	664	645	617	584
6～11 歳	981	903	844	791	769
12～17 歳	1,209	1,184	1,152	1,101	1,056
17 歳以下の児童人口	2,860	2,751	2,641	2,509	2,409

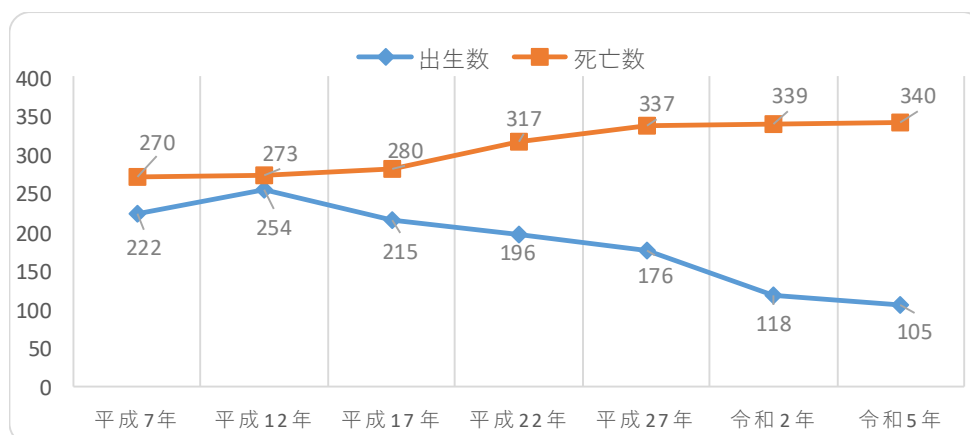


(3) 出生数の推移

出生数については、平成 7 年（1995 年）調査時には減少傾向が続いていましたが、平成 12 年調査時にやや増加に転じたものの、再び減少傾向となっています。

一方、死亡者数は近年出生数を上回り、令和 5 年（2023 年）にはその差が 235 人となり、人口減少の要因となっています。

(人)



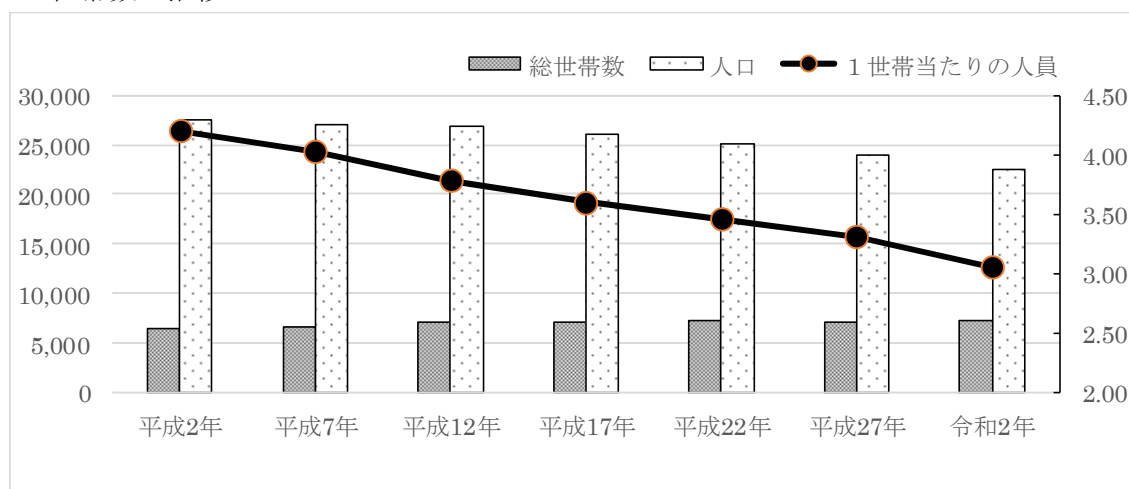
(厚生労働省「人口動態統計」)

2. 世帯の状況

(1) 世帯数と世帯人員の推移

総世帯数は増加しており、平成2年（1990年）と令和2年（2020年）を比べると803世帯増加しています。しかし、1世帯あたりの人員は平成2年（1990年）調査時4.20人から令和2年（2020年）調査時では3.05人までに減少しており、年々核家族化が進んでいます。

★★世帯数の推移★★



(国勢調査)

(2) 世帯の状況の推移

平成2年（1990年）から令和2年（2020年）までの世帯の状況を家族形態別にみると、「単独世帯」、「核家族世帯」の増加がみられます。その中でも特に「夫婦のみの世帯」や「ひとり親と子からなる世帯」が増えています。

★★家族形態の推移★★							(世帯)
区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯総数	6,550	6,694	7,085	7,214	7,222	7,202	7,346
核家族全体	2,550	2,640	2,889	3,065	3,283	3,497	3,728
夫婦のみの世帯	589	658	793	917	969	1,067	1,222
夫婦と子からなる世帯	1,538	1,517	1,582	1,543	1,606	1,662	1,711
ひとり親と子からなる世帯	423	465	514	605	708	768	795
単独世帯	541	660	893	992	1,076	1,149	1,437
その他の親族世帯	3,456	3,386	3,290	3,135	2,844	2,511	2,135
非親族世帯	3	8	13	22	19	45	46
							(国勢調査)

(3) 年齢階層別未婚率

未婚率については、20代後半から40代の男性の未婚率が女性を大きく上回っています。また、女性においても、30代前半で31.9%となっており、晩婚化の傾向がうかがえます。全体では、全国及び県の未婚率に比べ下回っています。

★★高畠町の未婚率★★

(%、人)

区 分	男性			女性		
	未婚率	未婚者	総数	未婚率	未婚者	総数
15～19 歳	100.0%	478	478	99.8%	495	496
20～24 歳	92.1%	384	417	84.9%	315	371
25～29 歳	72.0%	311	432	58.8%	234	398
30～34 歳	50.5%	272	539	31.9%	156	489
35～39 歳	35.3%	226	641	18.7%	109	584
40～44 歳	31.3%	241	771	15.5%	108	698
45～49 歳	24.8%	178	718	13.8%	100	724
50～54 歳	25.2%	163	647	9.5%	62	651
55～59 歳	18.6%	131	706	6.4%	47	735
60～64 歳	15.3%	126	823	4.8%	39	816
65～69 歳	10.6%	100	946	3.0%	30	989
70～74 歳	8.8%	80	912	1.8%	15	842
75～79 歳	3.5%	20	565	1.8%	11	625
80～84 歳	1.1%	5	443	1.8%	12	679
85 歳以上	0.4%	2	489	1.5%	17	1,107
計	28.5%	2,717	9,527	17.2%	1,750	10,204

(令和2年(2020年)国勢調査)

★★国・山形県の未婚率の推移★★

(%)

区 分	全国		山形県	
	男性	女性	男性	女性
平成22年(2010年国勢調査)	31.9	23.3	27.4	18.0
平成27年(2015年国勢調査)	30.8	22.7	28.1	18.0
令和2年(2020年国勢調査)	34.6	24.8	30.0	18.8

★★初婚の平均年齢★★

男 性	31.1 歳
女 性	29.7 歳

(令和4年(2022年))

厚生労働省「人口動態統計」より)

(4) 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

6歳未満のこどもがいる世帯の割合についてみると、高畠町の三世代世帯は全国や山形県の比率より高くなっています。

しかしながら、平成22年（2010年）調査時と平成27年（2015年）調査時を比べると、三世代世帯では大きく減少し、核家族世帯の割合が増えています。（※三世代世帯の集計方法が見直しになり、令和2年との比較は困難）

高畠町の18歳未満のこどもがいる世帯においても、同じような傾向となっており、こどものいる世帯の核家族化が進んでいます。

★★高畠町の6歳未満のこどもがいる世帯の動向★★

（世帯）

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
核家族世帯	238	267	335	371	349	345	357
三世代世帯	724	588	514	353	275	154	322
それ以外の世帯	388	310	295	327	325	333	5
計	1,350	1,165	1,144	1,051	949	832	684

（国勢調査）

★★6歳未満のこどもがいる世帯の割合の比較★★

（％）

	全国		山形県		高畠町	
区 分	H27世帯率	R2世帯率	H27世帯率	R2世帯率	H27世帯率	R2世帯率
核家族世帯	86.2%	89.3%	58.8%	65.2%	48.6%	52.1%
三世代世帯	7.0%	10.0%	25.0%	34.1%	9.0%	47.0%
それ以外の世帯	6.8%	0.7%	16.2%	0.7%	42.4%	0.9%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（国勢調査）

★★高畠町の18歳未満のこどもがいる世帯の動向★★

（世帯）

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
核家族世帯	840	790	816	840	892	924	926
三世代世帯	1,910	1,793	1,548	1,172	897	487	952
それ以外の世帯	671	605	563	638	612	437	25
計	3,421	3,188	2,927	2,650	2,401	1,848	1,903

（国勢調査）

3. 就労の状況

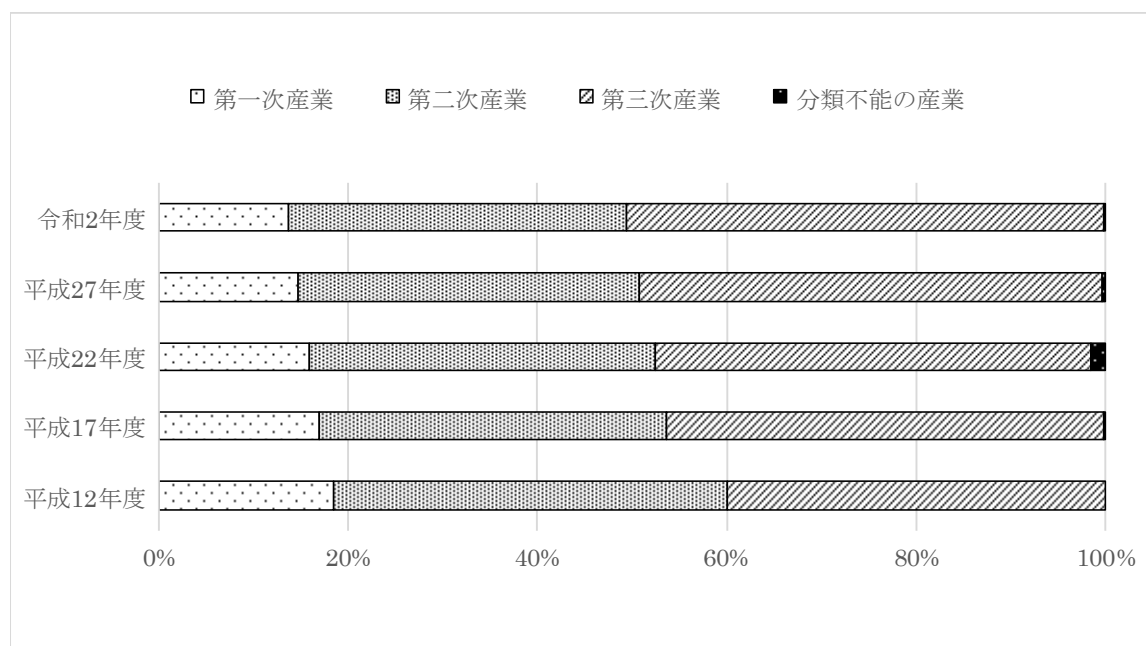
(1) 産業構造：第一次産業、第二次産業、 第三次産業の割合

産業構造の変化について産業別就業人口をみると、第一次産業、第二次産業の占める割合は減少しているのに対し、第三次産業の占める割合が増加しており、労働環境の変化による影響や生活環境の都市化の進行がうかがえます。

★★産業別就業人口の推移★★					
区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
第一次産業	2,726人(18.5%)	2,371人(17.0%)	2,087人(16.0%)	1,881人(14.7%)	1,663人(13.7%)
第二次産業	6,142人(41.7%)	5,088人(36.6%)	4,772人(36.5%)	4,612人(36.1%)	4,328人(35.7%)
第三次産業	5,871人(39.8%)	6,420人(46.1%)	6,004人(45.9%)	6,232人(48.8%)	6,083人(50.2%)
分類不能の産業	3人(0.0%)	33人(0.2%)	208人(1.6%)	50人(0.4%)	34人(0.3%)
計	14,742人(100%)	13,912人(100%)	13,071人(100%)	12,275人(100%)	12,108人(100%)

(国勢調査)

★★産業別就業人口の割合★★



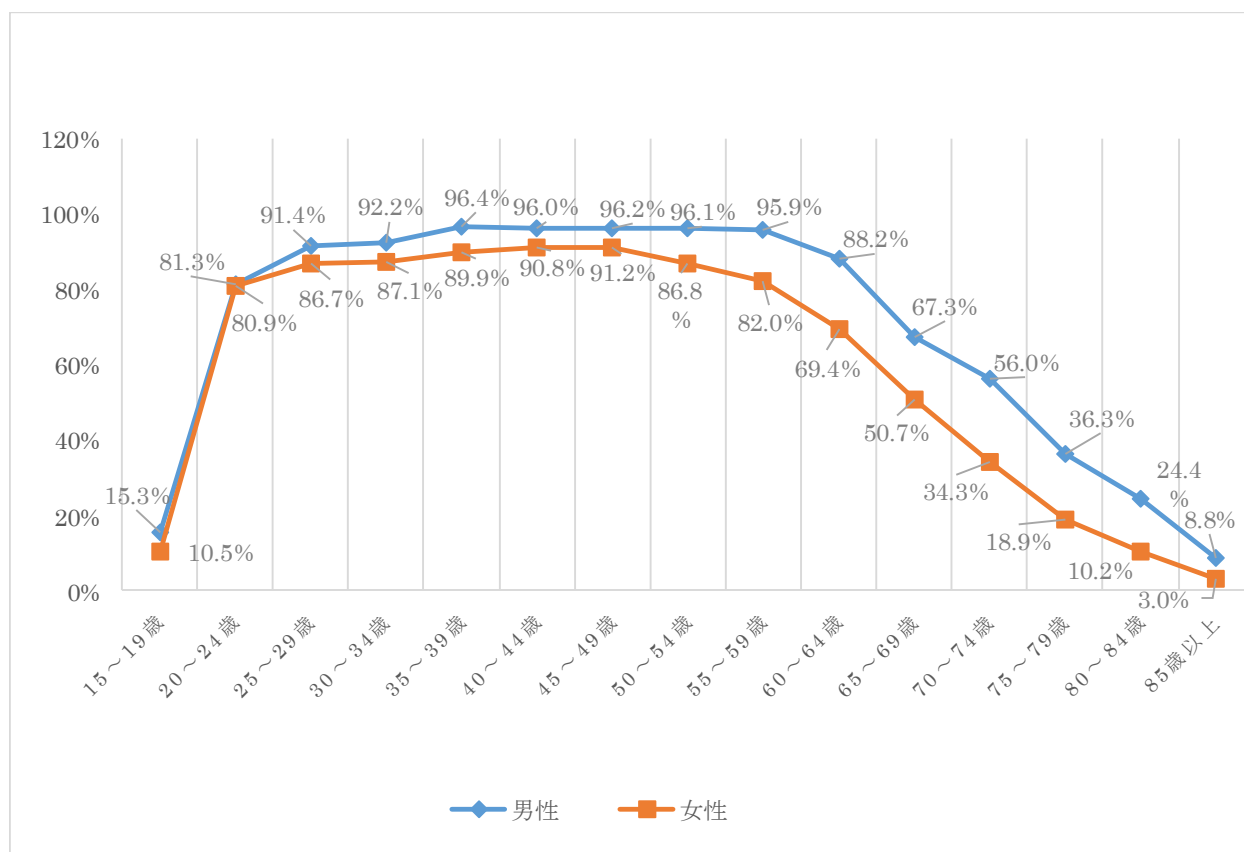
(2) 労働力率の状況

労働力の状況を性別にみると、女性の20代から50代前半の労働力率は8割以上と高く、高畠町では女性も家族の中で、重要な働き手となっていることを示しています。

男性	人口	労働力	労働率			女性	人口	労働力	労働率
	(人)	人 口	(%)				(人)	人 口	(%)
		(人)						(人)	
総数	9,527	6,882	72.2%			総数	10,204	5,686	55.7%
15～19歳	478	73	15.3%			15～19歳	496	52	10.5%
20～24歳	417	339	81.3%			20～24歳	371	300	80.9%
25～29歳	432	395	91.4%			25～29歳	398	345	86.7%
30～34歳	539	497	92.2%			30～34歳	489	426	87.1%
35～39歳	641	618	96.4%			35～39歳	584	525	89.9%
40～44歳	771	740	96.0%			40～44歳	698	634	90.8%
45～49歳	718	691	96.2%			45～49歳	724	660	91.2%
50～54歳	647	622	96.1%			50～54歳	651	565	86.8%
55～59歳	706	677	95.9%			55～59歳	735	603	82.0%
60～64歳	823	726	88.2%			60～64歳	816	566	69.4%
65～69歳	946	637	67.3%			65～69歳	989	501	50.7%
70～74歳	912	511	56.0%			70～74歳	842	289	34.3%
75～79歳	565	205	36.3%			75～79歳	625	118	18.9%
80～84歳	443	108	24.4%			80～84歳	679	69	10.2%
85歳以上	489	43	8.8%			85歳以上	1,107	33	3.0%
(令和2年(2020年)国勢調査)									



★★ 年齢別労働率 ★★



(3) 共働きの状況

こどもがいる家庭の夫婦の就業状況をみると、両親ともに働いている家庭の割合は、全国 55.0%、県 66.7%に比べ、高畠町は 70.4%と共働き家庭が多くなっています。

末子の年齢別にみると、6歳未満のこどもがいる家庭で 82.0%、6歳～14歳のこどもがいる家庭で 90.8%、15～17歳のこどもがいる家庭では 91.4%と学齢が高くなるにあわせて共働き家庭の占める割合は高くなっています。

★★末子の年齢別こどものいる夫婦の就業状況

【全 国】

末子の年齢	総数(世帯)	夫婦とも就業	夫が就業 妻が非就業	夫が非就業 妻が就業	夫婦とも 非就業
総数	15,937,119	55.0%	22.3%	2.9%	10.4%
6歳未満	3,858,540	53.7%	31.9%	0.5%	0.5%
6～14歳	3,976,832	69.1%	18.7%	0.8%	0.3%
15～17歳	1,206,827	72.3%	16.7%	1.3%	0.5%
18歳以上	6,894,920	44.6%	20.0%	5.8%	23.5%

(令和2年国勢調査)

【山形県】

末子の年齢	総数(世帯)	夫婦とも就業	夫が就業 妻が非就業	夫が非就業 妻が就業	夫婦とも 非就業
総数	138,398	66.7%	14.8%	3.5%	11.8%
6歳未満	28,893	75.1%	18.8%	0.6%	0.3%
6～14歳	32,423	85.4%	9.8%	0.9%	0.2%
15～17歳	10,469	85.0%	10.1%	1.3%	0.5%
18歳以上	66,603	51.1%	16.3%	6.3%	24.1%

(令和2年国勢調査)

【高畠町】

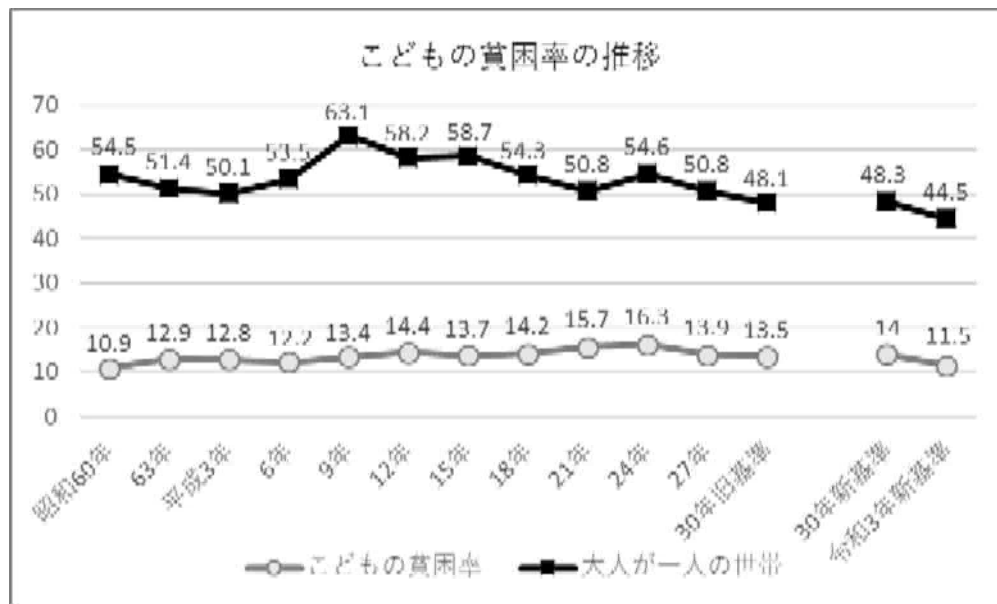
末子の年齢	総数(世帯)	夫婦とも就業	夫が就業 妻が非就業	夫が非就業 妻が就業	夫婦とも 非就業
総数	3,094	70.4%	13.2%	3.5%	11.3%
6歳未満	606	82.0%	13.0%	0.9%	0.2%
6～14歳	714	90.8%	6.8%	0.8%	0.3%
15～17歳	223	91.4%	5.4%	1.3%	0.9%
18歳以上	1,551	53.5%	17.4%	5.9%	22.2%

(令和2年国勢調査)

4. 経済的な状況

(1) 全国のこどもの貧困率の推移

わが国のこどもの貧困率は、最も高い平成 24 年（2012 年）の後は下降傾向にあり、令和 3 年（2021 年）調査において 11.5%に低下しています。その一方、こどもがいる現役世帯のうち大人がひとりの世帯（ひとり親世帯）の貧困率は 44.5%となっています。



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

(注) 「国民生活基礎調査」における「新基準」の 2018 年及び 2021 年の数値は、2015 年に改定された OECD の所得定義の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数値。

(2) 就学援助を受けている児童生徒の推移

義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由による要保護及び準要保護児童生徒に対し、学用品、学校給食費等の支援を行っています。

高島町の小中学校において学用品等の就学援助を受けている要保護及び準要保護児童生徒数は、令和 5 年度（2023 年度）は 83 人となり、全児童生徒の 4.8%を占めています。

(人)

	年度	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
継続	要保護	3	3	3	3	7
	準要保護	70	65	60	55	63
新規	要保護	0	1	0	0	0
	準要保護	14	11	13	11	13
合計	要保護	3	4	3	3	7
	準要保護	84	76	73	66	76

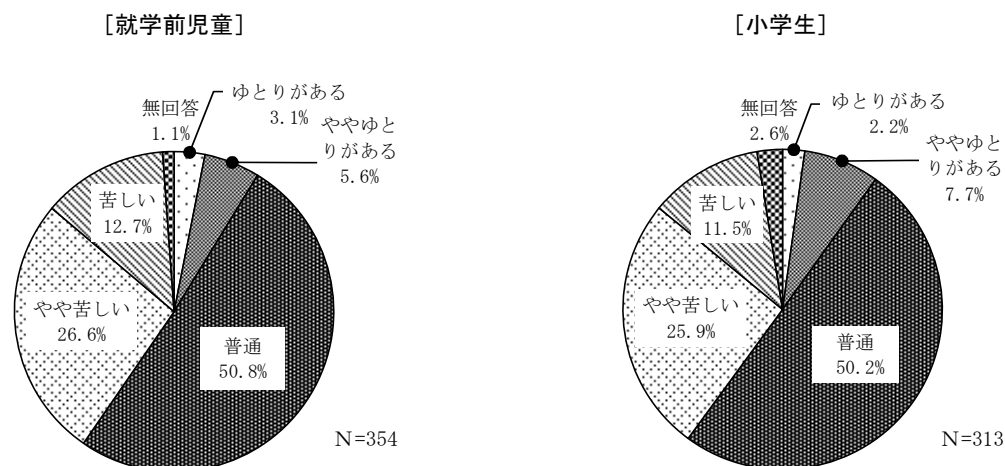
(出典) 高島町要保護・準要保護児童生徒数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

(3) 子育て世帯について

①経済的な生活状況

経済的な生活状況は、就学前児童では「普通」が50.8%と最も高く、次いで「やや苦しい」(26.6%)、「苦しい」(12.7%)、「ややゆとりがある」(5.6%)の順となっています。

小学生では、「普通」が50.2%と最も割合が高く、次いで「やや苦しい」(25.9%)、「苦しい」(11.5%)、「ややゆとりがある」(7.7%)の順となっています。



(出典) 令和6年度高島町子ども・子育て支援事業計画(第3期)策定に係るニーズ調査

②経済的な困窮状況

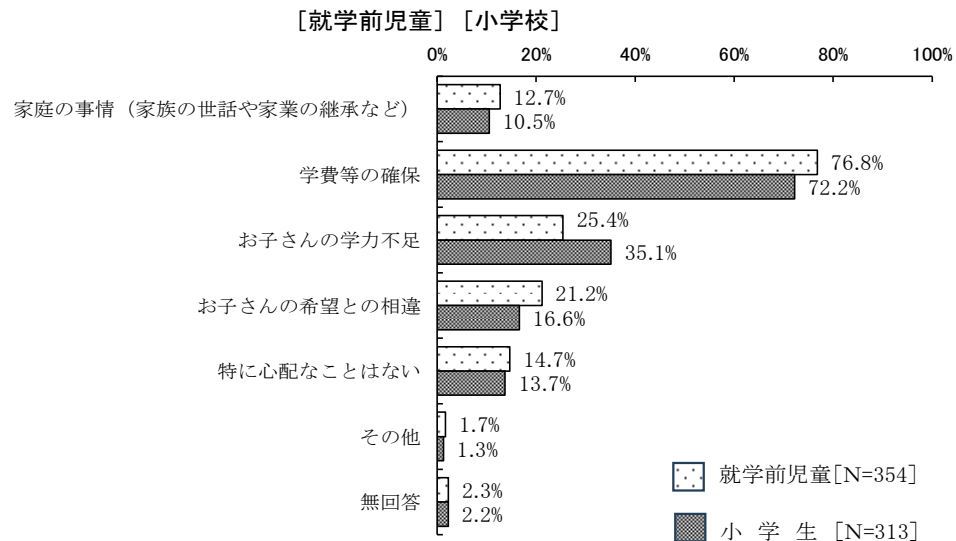
経済的な困窮状況は、就学前児童・小学生ともに全ての状況で「全くない」の割合が最も高くなっていますが、「子どもを塾や習い事に通わせられなかった」では、就学前児童・小学生ともに「よくある」、「ときどきある」が他の状況と比較して割合が高くなっています。また、光熱水費の滞納については、「よくある」と「ときどきある」を合わせた『ある』と回答した家庭は、就学前では5.4%、小学生では6.4%となっています。

		全体	よくある	ときどきある	あまりない	まったくない	無回答
①光熱水費を滞納した	就学前児童	354	1.4%	4.0%	4.5%	86.4%	3.7%
	小学生	313	1.6%	4.8%	7.3%	83.1%	3.2%
②電話料金を滞納した	就学前児童	354	1.7%	2.5%	5.6%	87.0%	3.1%
	小学生	313	1.6%	4.8%	5.4%	84.7%	3.5%
③保育料や授業料を滞納した	就学前児童	354	2.3%	2.8%	3.7%	88.1%	3.1%
	小学生	313	2.6%	3.8%	7.0%	83.7%	2.9%
④給食費を滞納した	就学前児童	354	1.1%	1.4%	2.5%	91.2%	3.7%
	小学生	313	1.9%	2.9%	5.1%	86.9%	3.2%
⑤子どもに十分なご飯を食べさせられなかった(食料を買えなかった)	就学前児童	354	0.6%	2.5%	5.9%	88.1%	2.8%
	小学生	313	1.0%	3.2%	9.6%	83.1%	3.2%
⑥子どもの成長や季節に合わせて必要な衣類を買い与えられなかった	就学前児童	354	1.7%	4.0%	11.3%	79.9%	3.1%
	小学生	313	1.0%	6.1%	13.1%	76.7%	3.2%
⑦子どもを塾や習い事に通わせられなかった	就学前児童	354	8.2%	5.1%	9.9%	71.5%	5.4%
	小学生	313	9.3%	10.5%	14.4%	61.3%	4.5%

(出典) 令和6年度高島町子ども・子育て支援事業計画(第3期)策定に係るニーズ調査

③こどもの進学について心配なこと（複数回答）

こどもの進学について心配なことは、就学前児童・小学生ともに「学費等の確保」が最も高く、次いで「お子さんの学力不足」となっています。



（出典）令和6年度高島町子ども・子育て支援事業計画（第3期）策定に係るニーズ調査

（4）児童扶養手当受給者・家庭について

①児童扶養手当受給者の推移

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、こどもの親の所得に応じて児童扶養手当を支給しています。

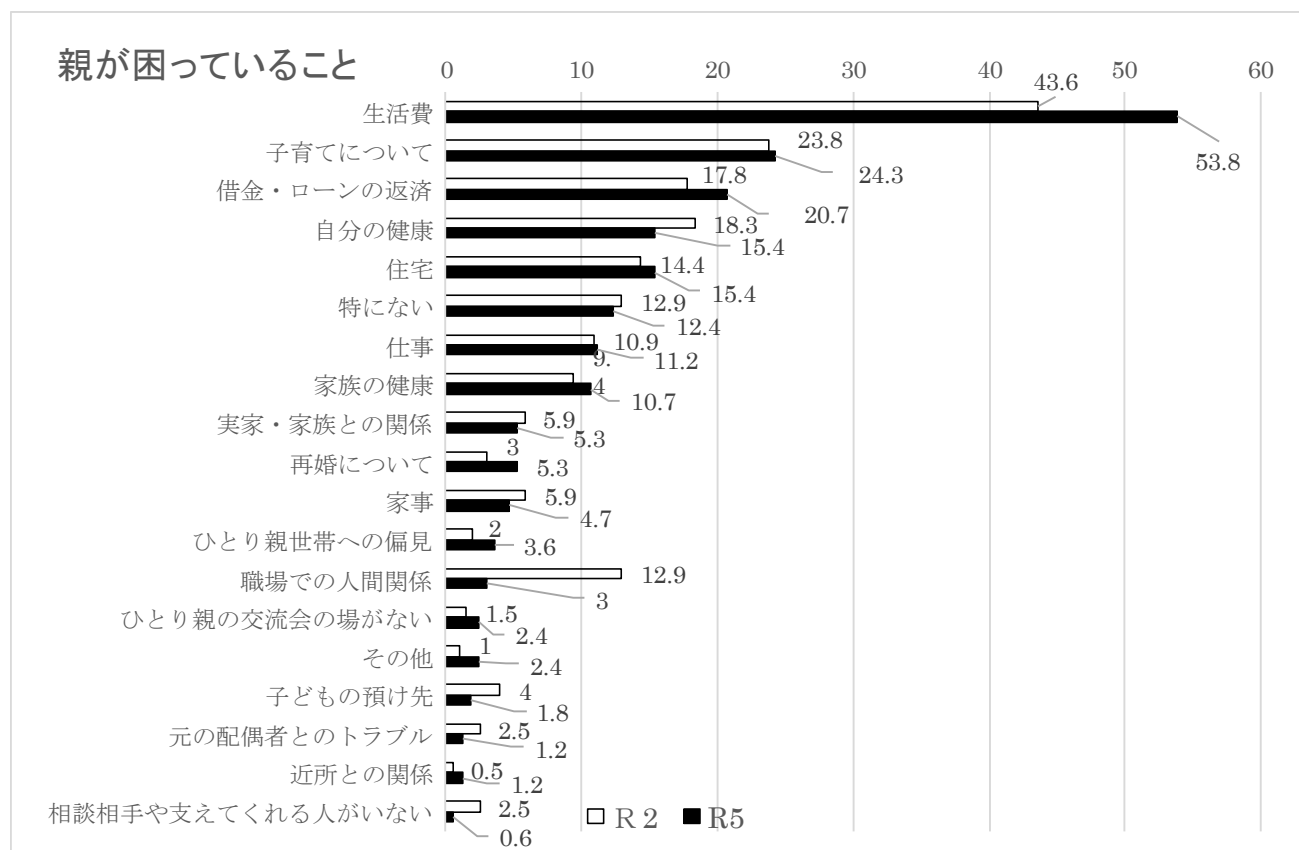
（人）

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
児童扶養手当受給者数	208	206	205	193	179	169
参考(全部支給停止者数)	(36)	(34)	(31)	(30)	(28)	(37)

（出典）高島町児童扶養手当受給者数（4月1日現在）

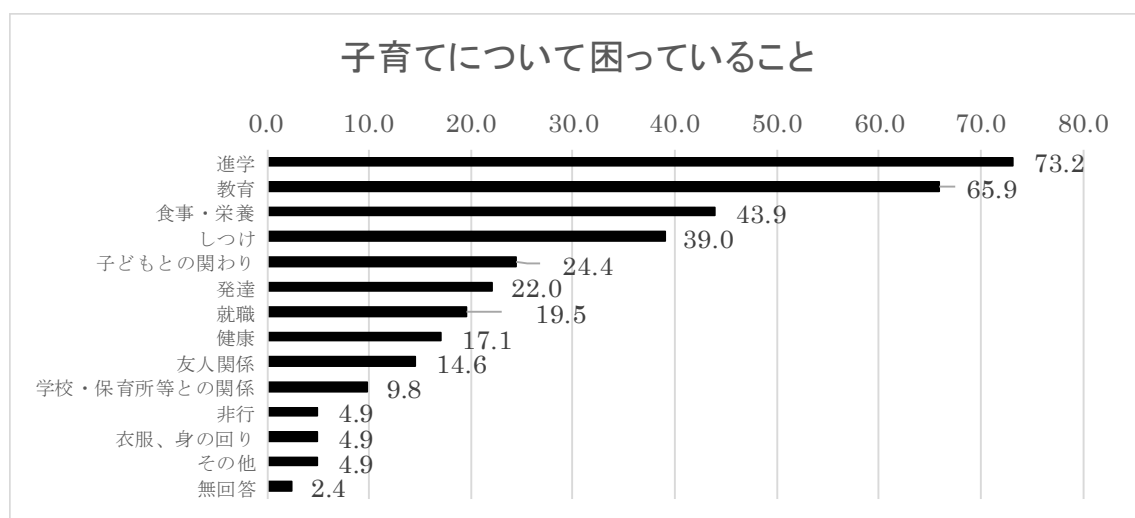
②親が困っていること・子育てについての悩み

「親が困っていること」で最も多かったのは「生活費」で53.8%であり、次いで「子育て」が24.3%、「借金・ローンの返済」が20.7%の順となりました。「生活費」等の家計に関する困り感が増え、前回調査より10.2ポイント増えました。



(出典) 令和5年度高島町ひとり親家庭実態調査結果報告書

「子育てについて」選択した方のうち「進学」が73.2%、次いで「教育」が65.9%、「食事」が43.9%となりました。



(出典) 令和5年度高島町ひとり親家庭実態調査結果報告書

5. 保育施設等の状況

(1) 認可保育所等の状況

令和6年（2024年）4月現在、高島町には私立8か所の認可保育所等があります。

全施設で需要を供給が上回り待機児童は解消しています。（全体の充足率：82.6%）

★★認可保育所等入所児童数★★

（人）

区分		名称	定員	入所児童						充足率	
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		計
保育園		やしろ保育園	90	3	12	14	15	15	16	75	83.3%
		つくし保育園	70	9	19	25				53	75.7%
認定こども園	幼保連携型	たかはたこども園	225	9	34	32	36	34	41	186	82.7%
		にじいろこども園	10	1	4	3	0	0	2	10	100.0%
		なかよしこども園	87	3	13	17	15	13	19	80	92.0%
		なごみこども園	76	6	8	13	8	8	22	65	85.5%
	幼稚園型	まつかわ幼稚園	100				25	27	27	79	79.0%
小規模保育園		あいいく幼児園	9	0	2	1				3	33.3%
計			667	31	92	105	99	97	127	551	82.6%

（令和6年（2024年）4月1日現在）

★★認可保育所等別入所児童数の推移★★

（人）

区分		名称	R2 年		R3～R4			R5 年		R6 年	
			定員	児童数	定員	R3 児童 数	R4 児童 数	定員	児童数	定員	児童数
保育園		やしろ保育園	100	104	100	98	90	100	78	90	75
		つくし保育園	90	68	70	55	51	70	55	70	53
認定こども園	幼保 連携 型	たかはたこども園	276	226	276	212	189	225	174	225	186
		にじいろこども園	20	5	10	6	7	10	9	10	10
		なかよしこども園	100	96	100	97	81	100	81	87	80
		なごみこども園	87	74	90	69	71	76	64	76	65
	幼稚園型	まつかわ幼稚園	120	99	120	106	94	110	91	100	79
小規模保育園		あいいく幼児園		12		6	7	9	1	9	3
計			793	684	766	649	590	700	553	667	551

※令和 2 年(2020 年)は、「にじいろこども園」は、「二井宿保育園」の数値

※令和 5 年(2023 年)から「あいいく幼児園」は、小規模保育事業所へ

※(定員変更)令和 3 年(2021 年):つくし保育園 90 名→70 名、にじいろこども園 20 名→10 名

なごみこども園 87 名→90 名

令和 5 年(2023 年):たかはたこども園 276 名→225 名、なごみこども園 90 名→76 名

まつかわ幼稚園 120 名→110 名

令和 6 年(2024 年):やしろ保育園 100 名→90 名、なかよしこども園 100 名→87 名

まつかわ幼稚園 110 名→100 名

(2) 幼稚園（1号認定）の状況

令和 6 年（2024 年）4 月現在、高島町には 5 つの幼稚園機能を持つ認定こども園があります。

近年の女性の就業率の向上や、令和元年（2019 年）10 月から始まった幼児教育・保育無償化の実施により、幼稚園（いわゆる 1 号認定）を希望されるお子さんが年々減少しています。

★★幼稚園（1号）入園児童数★★（人）

名称	定員	園児数				充足率
		3 歳	4 歳	5 歳	計	
たかはたこども園	15	4	1	5	10	66.7%
にじいろこども園	10	0	0	0	0	0.0%
なかよしこども園	8	0	0	1	1	12.5%
なごみこども園	8	1	1	0	2	25.0%
まつかわ幼稚園	25	5	2	7	14	56.0%
計	66	10	4	13	27	40.9%

（令和 6 年（2024 年）4 月 1 日現在）

★★幼稚園（1号）別入園児童数の推移★★（人）

名称	令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年		令和 6 年	
	定員	児童数	定員	児童数	定員	児童数	定員	児童数	定員	児童数
たかはたこども園	24	18	24	12	24	12	15	13	15	10
にじいろこども園			10	1	10	2	10	3	10	0
なかよしこども園	10	6	10	4	10	7	10	4	8	1
なごみこども園	10	9	10	10	10	6	8	6	8	2
まつかわ幼稚園	40	30	40	30	40	21	35	17	25	14
計	84	63	94	57	94	48	78	43	66	27

※「にじいろこども園」は、令和3年(2021年)から認定こども園へ

※(定員変更)令和5年(2023年):たかはたこども園 24名→15名、なごみこども園 10名→8名

まつかわ幼稚園 40名→35名

令和6年(2024年):まつかわ幼稚園 35名→25名

(3) 民生委員児童委員と主任児童委員の状況

令和6年(2024年)現在、高畠町には民生委員児童委員66人、主任児童委員3人の合計69人の民生委員児童委員がいます。人口減少はしているものの核家族化が進み、世帯数は横ばい傾向で、民生委員児童委員の担い手不足等の課題もあり、一人当たりが担当する世帯数は以前と比べてあまり変化がありません。

★★民生委員児童委員の状況★★						(人)
区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
定 数		71	71	71	65	69
民生委員児童委員		68	68	68	62	66
主任児童委員		3	3	3	3	3
民生委員児童委員 一人当たりの担当世帯数		113.3	113.8	114.0	116.3	116.3
(各年4月1日現在)						

6. 小学校の状況

(1) 小学校児童の状況

令和6年(2024年)現在、高畠町には6校の小学校があり、各校の児童数は、下表のとおりとなっています。

★★小学校児童数★★									(人)
町立小学校	1年	2年	3年	1～3年 計	4年	5年	6年	4～6年 計	合計
高畠小学校	39	46	50	135	45	50	59	154	289
二井宿小学校	2	2	6	10	1	5	13	19	29
屋代小学校	32	34	38	104	34	41	29	104	208
亀岡小学校	7	7	10	24	16	15	14	45	69
和田小学校	16	19	19	54	28	19	23	70	124
糠野目小学校	58	43	58	159	51	54	53	158	317
計	154	151	181	486	175	184	191	550	1,036
(令和6年(2024年)5月1日現在)									

(2) 放課後児童クラブの状況

全児童における放課後児童クラブの利用率をみると、1～3年生までの低学年が52.5%で、4～6年生の高学年は12.7%となっています。

★★放課後児童クラブ利用児童数★★			通常利用 (5/1～5/31)							(人)
町立小学校	放課後児童クラブ	1年	2年	3年	1～3年 計	4年	5年	6年	4～6年 計	合計
高畠小学校	ちびっこクラブ	3	8	11	22	7	0	2	9	31
	あおたけ	19	21	15	55	4	3	4	11	66
二井宿小学校	あおたけ	0	1	3	4	0	0	1	1	5
屋代小学校	クレヨンクラブ	17	19	9	45	5	0	0	5	50
亀岡小学校	あおぞらクラブ	5	4	4	13	5	1	2	8	21
和田小学校	げんきくらぶ	5	11	4	20	13	8	0	21	41
糠野目小学校	みんなのクラブ	26	15	14	55	4	0	0	4	59
	遊学舎「子どもの村」	18	12	11	41	6	2	3	11	52
計		93	91	71	255	44	14	12	70	325
(令和6年(2024年)5月1日現在)										

★★全児童における放課後児童クラブ利用率★★								(%・人)	
区 分	1年	2年	3年	1～3年 計	4年	5年	6年	4～6年 計	合計
全児童数計	154	151	181	486	175	184	191	550	1,036
利用児童数計	93	91	71	255	44	14	12	70	325
利用率	60.4%	60.3%	39.2%	52.5%	25.1%	7.6%	6.3%	12.7%	31.4%
(令和6年(2024年)5月1日現在)									



7. 中学校の状況

平成 28 年 4 月から 4 つの中学校が統合して「高畠中学校」となりました。

★★中学校生徒数の推移★★				(人)	
高畠中学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1 学年	202	202	220	185	209
2 学年	216	203	201	219	185
3 学年	202	216	203	201	217
計	620	621	624	605	611
(各年 5 月 1 日現在)					

第 3 章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 施策の体系

1. 基本理念

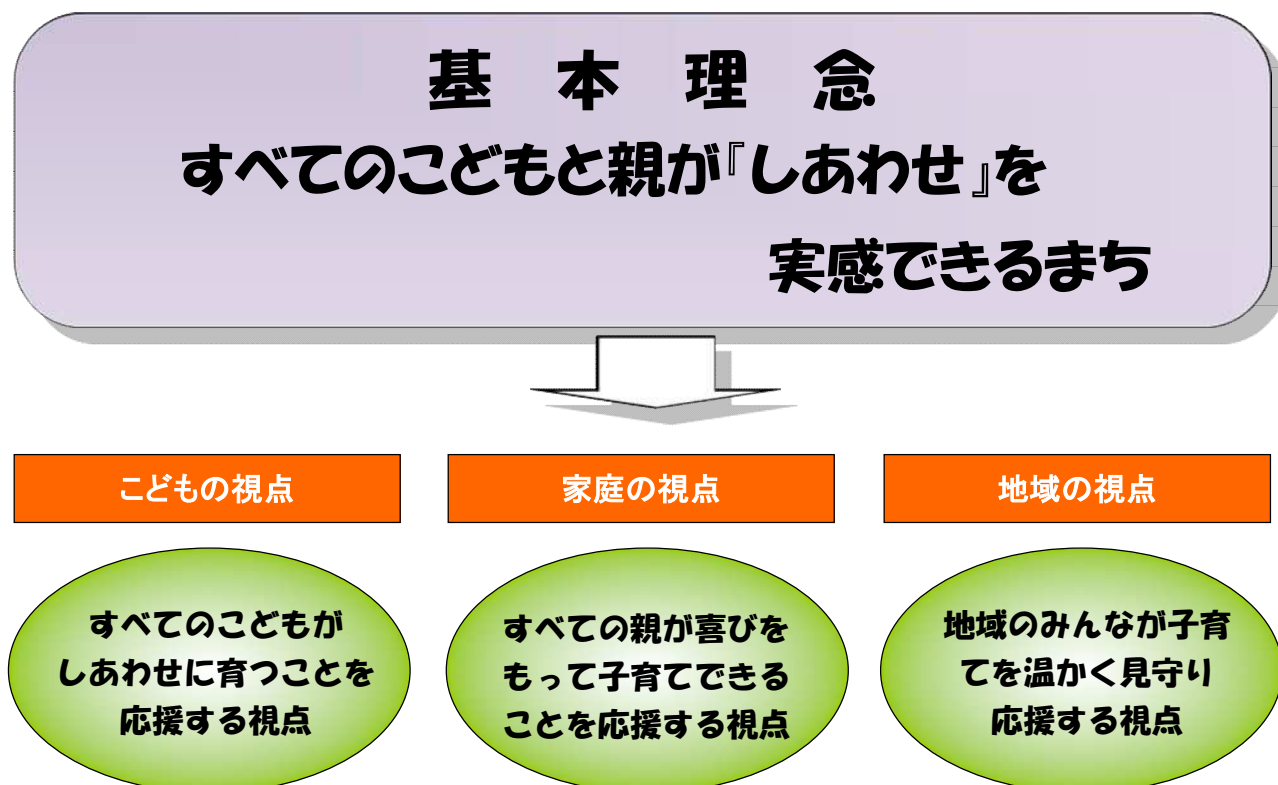
第1期計画は基本理念に『次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを目指して』を掲げ事業を実施してきました。

第2期計画では、「すべてのこどもは未来の宝」の精神は継承しつつ、「すべてのこどもが『しあわせ』を実感できるまち」を基本理念としました。

こどもの健やかな成長のため、「こどもの最善の利益（こどもの権利条約）」を尊重し、家庭、地域、事業者、関係団体や機関、行政が連携して、地域全体でこどもを見守りながらこどもの育ちを支え、安心してこどもを産み育てることができるまちを目指します。

すべてのこども、さらに子育てに主体的に取り組む親もみんなに支えられながら、困った時には気軽に誰かに頼ることができ、『しあわせ』を実感できるよう環境づくりを進めていくものです。

本計画は、第1期計画と第2期計画の基本理念と施策を引き継ぐとともに、より発展させていけるよう取り組んでいくものです。



2. 基本目標

基本理念の実現に向け、4つの基本目標をたて、施策の現状・課題を把握し、計画の実現をめざします

1. 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり
2. 子どもが健やかに育つ環境づくり
3. こどもの安全安心の確保と家庭生活を応援する環境づくり
4. 子育てを地域全体で応援する環境づくり

3. 施策の体系

基本理念

すべての子どもと親が「しあわせ」を実感できるまち

基本的な視点

1. 子ども

すべての子どもが幸せに育つことを応援する視点

2. 家庭

すべての親が喜びをもって子育てできることを応援する視点

3. 地域

地域みんなが子育てを温かく見守り応援する視点

基本目標

目標を達成するために進むべき方向

1. 安心して子どもを
生み育てることが
できる環境づくり

- (1) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援
- (2) 子どもと親の健康確保と増進
- (3) 仕事と家庭の両立の推進

2. 子どもが健やかに
育つ環境づくり

- (1) 幼児・学校教育の充実
- (2) 地域活力を生かした多彩な健全育成の支援
- (3) 障がい児支援の充実

3. こどもの安全安心の
確保と家庭生活を
応援する環境づくり

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 応援を要する子どもへの支援の推進
- (3) 応援を要する家庭の自立支援の推進
- (4) 安全安心な環境の整備

4. 子育てを地域全体で
応援する環境づくり

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 子育て支援サービスの充実
- (3) こどもの居場所づくりの推進
- (4) 経済的支援の充実

第4章

基本目標ごとの取り組み

1. 安心してこどもを生み育てることができる環境づくり
2. こどもが健やかに育つ環境づくり
3. こどもの安全安心の確保と家庭生活を応援する環境づくり
4. 子育てを地域全体で応援する環境づくり

1. 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

現状と課題

町では、子育て支援センターや子育て世代包括支援センターを中心に様々な相談や事業を実施し、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行ってきました。しかし一方で、核家族化の進展や共働き家庭の増加等により、子育てをする親同士の交流や地域とのつながりが希薄となる中、心身の不調等から孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭も少なくありません。こうした変化に対応し、子育て中の親が子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって出産・子育てができる環境の整備やきめ細やかな相談支援体制の充実を図ることが必要となっています。

施策の方向

- ◆ こども家庭センターを中心に、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない相談支援体制を充実・強化します。
- ◆ 多様なニーズに対応した産前産後のサービス、子育て支援サービス等個々の状況に寄り添った支援体制の整備を行います。
- ◆ これから親になる子どもたちが若いうちから正しい知識を得ることで、命の大切さや結婚・子育てについての理解を深めます。

主な取り組み

- こども家庭センター機能の強化、子育て支援センター事業の充実
- 伴走型相談支援の充実（産後ケア事業、すまいるサロン等）
- 乳幼児や子育て家庭と児童生徒とのふれあい体験事業の実施
- 生殖補助医療費助成事業の実施
- 妊婦のための支援給付事業の実施

評価指標

評価指標	現状値 令和5年度（2023年度）	目標値 令和10年度（2028年度）
産後1か月時点での産後うつのハイリスク者（EPDS9点以上）の割合	12.9%	減少
産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができたと回答した者の割合	96.3%	90%以上を維持

(2) こどもと親の健康確保と増進

現状と課題

母子保健対策として、子育て世代包括支援センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談を行ってきました。令和6年度には、新設したこども家庭センターに機能を移行し、すべてのこども及び妊産婦、子育て世帯に関し、包括的かつ切れ目のない支援を一体的に行っています。

特に乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイングの土台として最重要な時期であることから、こどもと、こどもの育ちを支える親の健康の保持・増進に向けて、地域や関係機関と連携して各種健康診査や健康相談を行い、妊娠・出産から子育て期にわたる総合的で継続的な母子保健施策の充実を図っていく必要があります。

施策の方向

- ◆ こどもと母親の健康の保持・増進に向けて、関係機関との連携を図りながら各種健康診査等を行い、妊娠・出産から子育て期にわたる継続的な母子保健施策の充実を図ります。
- ◆ 健やかな生活習慣を身につけられるよう、こどもの頃からの食生活をはじめとした生活習慣全般に対応する取り組みを行います。
- ◆ こどもの発達過程の理解や、発達・発育の偏りなど気になる行動への親の気づきを促すことで、早い段階で適切な支援につなぐ取り組みを行います。
- ◆ 喫煙、飲酒等が心身に及ぼす影響について、知識の普及及び啓発を実施します。

主な取り組み

- 母子健康手帳の交付、妊婦健康診査の実施
- 乳幼児健康診査・健康相談事業の実施
- 子育て相談会の充実
- 予防接種事業の実施

評価指標

評価指標	現状値 令和5年度（2023年度）	目標値 令和10年度（2028年度）
むし歯のない幼児の割合（3歳6か月児健診）	91.5%	95%
かかりつけ医をもっているこどもの割合 医師：4か月児 医師：3.6健診 歯科医師：3.6健診	86.9% 97.2% 48.1%	増加
妊婦の喫煙率	1.9%	0%
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合（4か月、1.6、3.6平均）	86.7%	95%

(3) 仕事と家庭の両立の推進

現状と課題

近年は、ライフスタイルの多様化や女性の社会進出等により、未婚化、晩婚化、晩産化が進行し、就業、所得の将来への不安感、子育てへの負担感も増大しており、町においても出生数は年々減少傾向にあります。町のニーズ調査では、母親が育児休業を取得した割合は75.4%で、5年前の調査より約13ポイント高く、子育てしやすい職場が増えてきていると言えます。その一方で、取得していない人が約5.9%で、その理由は「収入減となり、経済的に苦しくなる」が最も高く、次いで「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が高くなっています。安心して妊娠・出産・子育てができるよう、相談支援の充実と、多様なニーズに対応した産前産後のサービス、子育て支援サービスなど個々の状況に寄り添った支援体制の整備が必要です。

施策の方向

- ◆ ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の実現に向けて、子育て中の母親や父親がともに育児や家事、仕事等に取り組めるように、制度を周知します。
- ◆ 男女雇用機会均等法、育児休業・介護休業制度等の周知と利用促進に努め、母親も父親も子育てしやすい職場環境となるよう改善を図ります。
- ◆ 親が見通しをもって子育てができるよう、子育て世代の交流の場や子育て講座等の開催により、子育てと仕事の両立を支援します。

主な取り組み

- ワーク・ライフ・バランスへの職場の理解や男性の育児参加の促進
- ママパパ学級や子育て講座の実施
- ファミリーサポートセンター事業の充実
- 病児保育の充実
- 放課後児童クラブの充実
- 延長保育事業の充実

評価指標

評価指標	現状値	目標値
	令和5年度（2023年度）	令和10年度（2028年度）
妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労女性の割合	90.7%	95%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合 (4か月、1.6、3.6平均)	74.1%	80%

2. こどもが健やかに育つ環境づくり

(1) 幼児・学校教育の充実

現状と課題

近年、少子化や核家族化といったこども・子育てを取り巻く社会情勢がめまぐるしく変化する中、すべてのこどもが健やかに成長していくためには、子育てに対する不安の解消に努め、親子の心身の健康を保持・増進していく必要があります。特に幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、かつ、乳児期の発達は連続性を有するものであることから、こどもの特性や発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供することも重要になっています。さらに、幼稚園や保育園から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続を図るため、取り組みを進めている幼・小・中連携事業を引き続き推進します。

施策の方向

- ◆ 幼小中連絡協議会の開催や研修会を実施し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続双方の充実を目指し、国が推奨している「架け橋プログラム」を実施します。
- ◆ 社会の変化にシなやかに対応し、主体的に生きる力を育む教育を推進します。
- ◆ 健康でたくましい心身を育む教育の充実を図ります。
- ◆ 不登校や特別な支援が必要なこどもなどの多様なニーズに対応できる教育環境を調整するとともに、専門職や関係機関との更なる連携強化を行います。

主な取り組み

- 幼小中連携コーディネーターを中心とする幼・小・中連携強化事業
- いのちの教育の推進
- 情報教育、環境教育、国際理解教育の推進
- こどもたちの健康を増進する取り組みの実践と望ましい生活習慣の形成
- 一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実

評価指標

評価指標	現状値	目標値
	令和5年度（2023年度）	令和10年度（2028年度）
自己表現力や課題解決能力の向上を意識して学習活動全般に取り組むこどもの割合	75.3%	76.0%

（2）地域活力を生かした多彩な健全育成の支援

現状と課題

地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、こどもを取り巻く環境が変化し価値観も多様化しています。地域の中で、こどもが安全で安心して過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、こどもたちにスポーツ少年団や地区公民館事業への参加を積極的に呼びかけるなどの取り組みを推進していく必要があります。また、こどもの居場所として地域資源の活用や、地域の人材活用等、多様な形態が求められていますが、こどもの健全育成にはこどもを地域全体で育てるという意識が重要となるため、こどもや子育て家庭を地域ぐるみで支えていけるよう、子育てに関連する地域活動の支援や子育て家庭との交流を促進し、地域全体で子育て意識の向上を図っていく必要があります。

施策の方向

- ◆ 青少年の健全な成長と健康を促進するために、子ども会育成会やスポーツ少年団等関係団体の支援を行います。また、地域の中で青少年を守り、支える環境づくりを進めるための広報・啓発活動を行います。
- ◆ 地域の方々の参画のもと、放課後にこども同士やこどもと大人の交流機会を設け、こどもの地域における多様な体験や学習活動の機会の充実を図ります。（放課後子ども教室）
- ◆ 放課後児童対策の強化のため「放課後児童対策パッケージ」に基づき、全てのこどもに安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進します。
- ◆ 誰もが同じ空間で多種多様に遊ぶことのできる施設や公園の充実と、地域の人々との関わりの中で、自然体験や芸術、スポーツ、各地区公民館行事など、こども同士や親子で体験できる機会の充実を図ります。

主な取り組み

- 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実
- 放課後子ども教室（推進事業）の充実
- スポーツ少年団の支援
- 子ども会育成会活動への支援
- 自治公民館における世代交流事業の推進
- 山形ふるさと塾形成事業の推進
- 青少年健全育成事業の充実
- コミュニティスクールの推進
- 家庭教育の推進

評価指標

評価指標	現状値	目標値
	令和 5 年度（2023 年度）	令和 10 年度（2028 年度）
放課後子ども教室の実施個所数	6 か所	維持
学校への地域人材の参加人数（年間）※	994 人（R4 年度）	1000 人以上

※総合計画 KPI（社会教育課）…各地区地域学校協働本部における参加人数実績

（3）障がい児支援への充実

現状と課題

障害福祉サービスの児童発達支援の利用者は増加傾向にあり、必要な支援を適切な時期に受けられるような支援の在り方や、本人だけでなく保護者の悩みや不安に寄り添った支援体制づくりが求められています。医療的なケアを必要とするこどもへの支援も求められており、障害のある児童等、配慮が必要なこどもが健やかに成長するためには、障がい児や保護者を地域で支援していく環境づくりと、障がいの特性や成長段階に応じた適切な保育、療育、教育における切れ目ない支援を確実に継続的に受けられるよう、関係機関の連携を図りながら障がい児の支援体制を充実していく必要があります。

施策の方向

- ◆こどもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や、発達に遅れのある人への支援の強化とともに、教育・保育施設、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の充実を図ります。
- ◆障がい又はその疑いがあるこどもの相談体制を構築し、早期発見、早期支援につなげ、切れ目ない支援を提供するため、保健、医療、福祉、保育、教育、療育など連携強化を図ります。
- ◆共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育の推進を図ります。
- ◆障害のあるこどもの育ちを支える支援体制の充実を図り、障がいのあるこどもの地域社会への参加・互いを認め合う活動を促進します。

主な取り組み

- 学齢期児童や保護者への障害理解の啓発
- 医療的ケア児の支援体制の充実
- 早期療育・療育支援の充実
- 保育所等訪問支援の積極的な利用
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
- 特別児童扶養手当の支給
- 放課後児童クラブでの障がい児等への対応
- 障がい児相談事業及び福祉サービスの充実

評価指標

評価指標	現状値	目標値
	令和5年度（2023年度）	令和10年度（2028年度）
医療的ケア児等コーディネーター数	4人	6人
児童発達支援センターの設置	無	1か所（町単独または圏域共同）

3. こどもの安全安心の確保と家庭生活を 応援する環境づくり

(1) 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

「高島町こども家庭センター」を令和6年4月に開設し、現在は母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭、貧困等の問題を抱えたこどもや家庭に関する相談まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的に支援を行っています。

町では児童虐待予防として、要保護児童対策地域協議会を開催し、連携に向けたネットワークの構築等を進めてきました。虐待の年間認定件数にはばらつきがあるものの、複雑で多様な相談内容が寄せられ続けています。全国的にも、こどもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たない状況の中で、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっていることから、妊娠期からの支援と虐待の早期発見、早期対応を行うための関係機関による連携の充実が必要です。

施策の方向

- ◆ こどもの権利を守る地域文化や、地域でこどもを育てる文化の醸成を行います。
- ◆ こども家庭センターにおいて、センター長及び統括支援員を配置し、母子保健機能と児童福祉機能を合わせて全てのこどもと家庭への支援を強化していきます。
- ◆ 虐待の予防、早期発見及び体罰等によらない子育てを推進するため、関係機関に対する研修、広報や啓発活動を通じた防止活動を実施します。

主な取り組み

- 要保護児童対策地域協議会の推進
- 要保護児童等への支援
- こども家庭センターの機能の強化
- 虐待やDVに関する切れ目のない相談支援のための連携
- 民生委員・児童委員等活動の強化・充実

評価指標

評価指標	現状値 令和 5 年度（2023 年度）	目標値 令和 10 年度（2028 年度）
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合（3.6 健診）	74.5%	75%

（2）応援を要する子どもへの支援の推進

現状と課題

「こども大綱」（令和 5 年 12 月 22 日）の閣議決定を受け、こども施策の基本的な方針が示されました。その中において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難をこどもたちが強いられないことのないような社会をつくる」ことが明記されました。さらに、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進すべく、「こどもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ（令和 6 年 6 月 18 日）、目的や基本理念の充実が盛り込まれました。

わが国のこどもの貧困率は、11.5%（令和 3 年）とその 3 年前の 14.0%（平成 30 年度）と比較して改善したものの、「こどもがいる現役世帯のうち大人がひとりの世帯」つまり、ひとり親世帯の貧困率は 44.5%と高いのが現状です。令和 5 年度高島町ひとり親家庭実態調査における経済的生活状況は、前回と比較して顕著な差はありませんでしたが、ゆとりがあると回答した家庭と苦しい・やや苦しいと回答した家庭と幅が開いています。家庭の経済的状況がこどもの成長発達に負の影響を残さないよう、こどもが希望を持って成長していける制度や支援を進めていく必要があります。

施策の方向

- ◆ こどもの最善の利益の尊重、こどもの安全の確保の徹底を図ります。
- ◆ 生活困窮しているひとり親家庭の児童が、家庭の経済環境に左右されずに育つことのできる社会をつくるため、生活困窮者自立支援事業との連携を図るとともに、貧困の連鎖をなくすためこどもへの学習支援等を行います。
- ◆ 社会からの孤立を防いで、子育てを地域全体で応援する環境づくりをめざします。

主な取り組み

- こどもの居場所づくりと学習支援事業の充実
- 子ども家庭支援コーディネーターの相談支援
- ヤングケアラーへの理解促進
- 要保護児童対策地域協議会の推進（再掲）
- 医療的ケア児の就学についての相談支援
- いじめの早期発見・早期対応
- 地区公民館における児童健全育成に向けた活動の推進

評価指標

評価指標	目標値	目標値
	令和5年度（2023年度）	令和10年度（2028年度）
学びと交流の推進事業（サード）参加者数	404人	400人

（3）応援を要する家庭の自立支援の推進

現状と課題

前述のとおり、こどもの貧困が大きな社会問題となっていますが、その中でも、特にひとり親は働き手を増やすことが難しいため、就労収入を増やすことは困難が伴うことが多い状況です。

令和5年度高島町ひとり親家庭実態調査町における「親が困っていること」で最も多かったのは「生活費」53.8%であり、前回調査と比較して10.2%増えました。家庭の経済的状況に関わらず、こども自身の可能性を最大限に伸ばすことができるよう、経済的支援の他、家庭の自立支援や生活支援が重要です。

施策の方向

- ◆ 支援を必要するこども・家庭を相談につなげるために、こども家庭センターにおける相談体制の充実を図ります。
- ◆ 子ども家庭支援コーディネーターを配置し、相談対応と自立に向けた支援を実施します。
- ◆ 地域における子育て支援サービスの充実を図り、保護者の安定的な経済基盤を確保していきます。

主な取り組み

- 子ども家庭支援コーディネーターの相談支援（再掲）
- ひとり親家庭等経済的支援の周知及び実施
- 就学支援制度の保護者の周知
- 病児保育

評価指標

評価指標	現状値 令和5年度（2023年度）	目標値 令和10年度（2028年度）
子ども家庭支援コーディネーター相談件数	464 件	現状維持
生活費、子育てについて困る児童扶養手当受給者の割合	生活費 53.8% 子育て 24.3%	減少

(4)安全安心な環境の整備

現状と課題

こどもの安全・安心の確保は子育てにおいて最も大切なことです。こどもが安心して遊び、学ぶことができるように、学校・家庭・地域が連携し、守り育てる環境づくりが重要です。また、近年における感染症の流行や異常気象の発生等に対応した危機管理体制、インターネットの利用に伴うトラブルを未然に防止することも重要な課題であり取り組みが必要です。

施策の方向

- ◆ こどもが安全安心な生活を送るため、交通安全対策、防犯対策、危機管理体制について、家庭や学校、地域が連携して取り組めるようすすめていきます。

主な取り組み

- 交通安全の啓発
- 緊急時におけるメール配信サービスの活用
- 子ども110番の家の普及
- ネット環境の弊害からこどもたちを守る取り組みの推進

評価指標

評価指標	現状値 令和 5 年度（2023 年度）	目標値 令和 10 年度（2028 年度）
ネットトラブルについての学習の機会	各小中学校年 1 回	各小中学校年 1 回

4. 子育てを地域全体で応援する環境づくり

(1) 保育サービスの充実

現状と課題

近年、父母共に育児休暇取得率が上昇し、復職のタイミングが年度初めに限らないことから、年度途中の入所を希望する保護者も増加傾向にあり、希望に応じた教育・保育の提供体制を確保していく必要があります。また、令和5年3月には「病児保育施設 まほろん」が開所となり、就労と子育ての両立に向けた支援に取り組んでいます。引き続き、子育て世帯のニーズを把握し、さらに効果的な取り組みを検討し、事業内容の見直し、拡大等を推進します。

施策の方向

- ◆ 町内の認定こども園や保育所の有する専門知識や地域の人材、民間活力等を有効に活用し、多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるよう保育サービスの充実を図ります。
- ◆ 認定こども園や保育園などでの保育と教育が、小学校就学後の生活や学習にスムーズにつながるよう、教育内容や指導方法の充実に努めていきます。
- ◆ 保護者の身近な相談先である児童施設において、保護者が抱える困難を適切に把握し、必要な支援につなげることができるよう、町との連携を図ります。
- ◆ 公共施設の老朽化対策について、高畠町公共施設等総合管理計画・個別施設計画に則り、適切に整備等を検討してまいります。また、民間主導で児童施設の整備をされる場合は、国・県・町が支援してまいります。

主な取り組み

- 教育・保育事業の充実（保育士配置や処遇改善等）
- 認定こども園、保育園等への運営支援
- 病児・病後児保育事業の推進
- 子育て相談（認定こども園、幼稚園）の充実

評価指標

評価指標	現状値	目標値
	令和5年度（2023年度）	令和10年度（2028年度）
病児・病後児保育受入人数	309人	310人

(2) 子育て支援サービスの充実

現状と課題

保護者の就労形態の多様化と核家族の増加により、保育に関するニーズが多様化しており、更なる保育サービスの充実を図る必要があります。

仕事や学習、冠婚葬祭等による緊急的な理由、また、育児に伴う精神的・肉体的負担を解消するための保育ニーズが高まっており、一時預かり事業等の更なる充実した取り組みについて検討を進めます。

施策の方向

- ◆ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業について、地域の実情に応じた事業に取り組み、それら事業の効果的な情報発信に努めます。
- ◆ 民間施設、行政機関の協働、連携を充実し強化するため、子育て総合窓口の充実を図ります。
- ◆ 民生委員児童委員やNPOなど、地域における身近な人材の活用を推進します。

主な取り組み

- 一時預かり事業及び預かり保育事業の充実
- ファミリー・サポート・センター事業の充実（再掲）
- 在住外国人の子育て支援
- 子育て支援団体との連携
- 保育所地域活動事業の推進
- 乳幼児通園支援制度（こども誰でも通園制度）の実施
- 各種事業の効果的な情報発信（町広報、HP、リーフレット等）

評価指標

評価指標	現状値	目標値
	令和5年度（2023年度）	令和10年度（2028年度）
ファミリー・サポート・センター事業 依頼会員・提供会員	依頼会員 84人	依頼会員 80人
	提供会員 69人	提供会員 60人

(3) こどもの居場所づくりの推進

現状と課題

核家族の増加及び女性就業率の上昇による夫婦共働き家庭の増加、又はひとり親家庭の増加といった社会構造の変化に伴い、安心して働き、仕事と子育てを両立できる環境を望む保護者が増加しています。

また、放課後等（放課後や学校休業日）の児童の居場所として、保護者の仕事と子育ての両立支援として、放課後児童クラブ7施設を設置し、利用児童数は年々増加しています。放課後児童クラブの施設は、公共施設内であったり、民家借り上げだったりとは各々異なっていますが、施設が老朽化等が進み、それらの整備が課題です。

様々なこどもの居場所を確保するため、地域の中でつながりを育む環境づくりを進めます。

施策の方向

- ◆ こどもの居場所づくりとして、放課後児童クラブ・各地区公民館・自治公民館や児童施設など地域における社会資源を活用しながら一層の推進を図ります。
- ◆ 放課後児童対策の強化のため「放課後児童対策パッケージ」に基づく、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等について検討します。
- ◆ 放課後児童クラブを運営する運営団体に対しての充実を図るとともに、支援員の処遇を改善し、働きやすい職場環境を目指して検討を行います。

主な取り組み

- 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実（再掲）
- 放課後こども教室（推進事業）の充実（再掲）
- 地区公民館における児童健全育成に向けた活動の推進
- こどもの遊び場の整備
- 子ども会育成会活動への支援（再掲）
- 自治公民館における世代交流事業の推進（再掲）
- 社会教育・社会体育施設の充実

評価指標

評価指標	現状値	目標値
	令和5年度（2023年度）	令和10年度（2028年度）
地域とのつながりを感じる児童の割合	74.3%	76.1%

（全国学力等調査より）

(4) 経済的支援の充実

現状と課題

この度のニーズ調査結果によると、子育てに対する保護者の経済的な負担は大きく、現在の生活に関してのみならず、将来の進学に向けて等不安を抱える保護者も少なくありません。当町では、第3子以降の教育・保育利用料及び給食費の無償化を、年齢要件の第1子を18歳まで延長して実施する等、取り組んでおります。このように子育てに係る経済負担をできる限り少なくするため、近々の金銭面による支援に加え、将来の安定した生活を目指した支援等、検討を進めます。

施策の方向

- ◆ 医療やこども園、保育園等に関する費用負担に配慮し、子育て家庭に対しそれぞれの事情に応じた経済的支援を行います。
- ◆ 放課後児童クラブを利用する生活困窮世帯に対して、利用料の支援を継続して実施します。
- ◆ 関係機関と連携し、就労や学習支援につながる情報について周知啓発を図ります。

主な取り組み

- 子育て支援医療給付事業の実施
- 児童手当の支給
- 保育料軽減事業の実施
- 放課後児童クラブ利用料支援事業
- 就学援助事業の実施
- 各種貸付制度の推進
- 就労相談の周知啓発

評価指標

評価指標	現状値 令和5年度（2023年度）	目標値 令和10年度（2028年度）
現在の暮らしの経済的情報を総合的に見て苦しいと感じる保護者の割合	2024年度より問診項目追加	減少

（4か月・1.6歳児・3歳児健診問診項目より）

第5章

教育・保育、子育て支援事業の 量の見込み等

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 教育・保育の量の見込みと確保の内容
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容
4. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

1. 教育・保育提供区域の設定

本計画において、教育・保育の提供区域は次のとおりに設定します。

（１）教育・保育提供区域の趣旨

- 町は、子ども・子育て支援法に基づき、この子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

（２）設定における国の考え方

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件
 - 現在の教育・保育の利用状況
 - 教育・保育を提供するための施設の整備の状況
- その他の条件を総合的に勘案して、小学校単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域とします。
- 教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援事業は、共通の区域設定とすることが基本となります。しかし、事業形態や利用対象者など各事業に特色がある場合は、利用実態などを考慮し、事業ごとに区域を設定することもできます。

（３）町としての考え方

- 保育園等については、利用者の居住地区にかかわらず、保護者の選択等により町内施設を広域的に利用している状況です。また、地域子ども・子育て支援事業の各種事業も町全体で広域的に施設利用や事業展開をしていることから、町全体を１つの区域として設定することを基本とします。ただし、放課後児童クラブについては、児童が歩いて利用することから、原則として、小学校区を区域の単位とします。

2. 教育・保育の量の見込みと確保の内容

国から示された基本方針等に沿って、「量の見込み」を定めることとなっていますが、各自治体独自の推計方法を妨げないとされています。そこでこれまでの利用状況等も踏まえ、「量の見込み」を算定しました。また、設定した量の見込みに対応するよう、確保の内容と実施時期を設定します。

(人)

区 分		令和7年度(2025年度)						令和8年度(2026年度)					
		1号 (3～5歳) 学校教育	2号 (3～5歳・保育の必要性あり)		3号 (保育の必要性あり)			1号 (3～5歳・学校教育)	2号 (3～5歳・保育の必要性あり)		3号 (保育の必要性あり)		
			教育希望	その他	0歳	1歳	2歳		教育希望	その他	0歳	1歳	2歳
		短時間	短時間	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間	短時間	短時間	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間
①量の見込み		23	52	279	75	86	108	25	54	292	70	79	81
②確保の内容	特定教育・保育施設	61	55	342	73	105	115	61	55	346	70	106	115
	特定教育・保育施設以外の幼稚園*1	0	0					0	0				
	届出保育施設等*2			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定地域型保育事業所*3				3	3	3				3	3	3
②－①		38	3	63	1	22	10	36	1	54	3	30	37

認定区分の説明

1号認定：子どもが満3歳から5歳児で、幼稚園等で教育を希望する場合

2号認定：子どもが満3歳から5歳児で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合

3号認定：子どもが満3歳未満で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合

*1 子ども・子育て支援新制度に移行してしない幼稚園

*2 保育を目的とする施設で県の認可を受けていない施設(いわゆる認可外施設等)

*3 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所保育の事業所

(人)

区 分		令和9年度(2027年度)						令和10年度(2028年度)					
		1号 (3～5歳・ 学校教育)		2号 (3～5歳・保育の必 要性あり)		3号 (保育の必要性あり)		1号 (3～5歳・学校 教育)		2号 (3～5歳・保育の必 要性あり)		3号 (保育の必要性あり)	
		短時間	短時間	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間	短時間	短時間	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間
①量の見込み		23	51	275	73	76	78	23	51	275	73	76	78
② 確 保 の 内 容	特定教育・保育施設	61	55	346	73	102	112	61	55	346	73	102	112
	特定教育・保育施設以外の幼稚園 ^{*1}	0	0					0	0				
	届出保育施設等 ^{*2}			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定地域型保育事業所 ^{*3}				3	3	3				3	3	3
②－①		38	4	71	3	29	37	38	4	71	3	29	37

(人)

区 分		令和11年度(2029年度)					
		1号 (3～5歳・ 学校教育)		2号 (3～5歳・保育の必 要性あり)		3号 (保育の必要性あり)	
		短時間	短時間	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間
①量の見込み		23	51	275	73	76	78
② 確 保 の 内 容	特定教育・保育施設	61	55	346	73	102	112
	特定教育・保育施設以外の幼稚園 ^{*1}	0	0				
	届出保育施設等 ^{*2}			0	0	0	0
	特定地域型保育事業所 ^{*3}				3	3	3
②－①		38	4	71	3	29	37

3. 地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保の内容

1 利用者支援事業(基本型)

《事業内容》 こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、高島町屋内遊戯場『もっくる』内において、当事者目線で寄り添い、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行います。

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
②確保の内容	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
②－①	0	0	0	0	0

2 利用者支援事業(こども家庭センター型)

《事業内容》 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、こども家庭センターを役場健康子育て課に開設し保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
②確保の内容	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
②－①	0	0	0	0	0

3 子育て支援センター事業(地域子育て支援拠点事業)

《事業内容》 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、高島町屋内遊戯場『もっくる』内に「高島町子育て支援センター」を開所しています。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(人回)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,200	1,200	1,100	1,100	1,100
②確保の内容	1,200	1,200	1,100	1,100	1,100
②－①	0	0	0	0	0

4 妊婦健康診査

《事業内容》 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施します。

(人回)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 健診延回数	1,100	1,100	1,100	900	900
②確保の内容	実施場所:医療機関 実施体制:委託		検査項目:厚生労働省基準のとおり 実施時期:通年		

5 乳児家庭全戸訪問事業

《事業内容》 生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業へつなげていきます。

(人)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 対象者	100	100	100	80	80
②確保の内容	実施体制:保健師、助産師 実施機関:町				

6 養育支援訪問事業

《事業内容》 養育支援が特に必要な家庭を訪問し指導・助言等を行い、適切な養育の実施を確保します。

(人)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 対象者	20	20	20	20	20
②確保の内容	実施体制:保健師、助産師、保育士 実施機関:町				

7 子育て短期支援事業

《事業内容》 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設に入所させ必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)があります。

(人)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保の内容	7	7	7	7	7
②-①	0	0	0	0	0

8 ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

《事業内容》 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

(人日)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	150	150	140	140	140
②確保の内容	150	150	140	140	140
②-①	0	0	0	0	0

9 一時預かり事業

《事業内容》 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。(幼稚園の預かり保育事業を含む。)

(人日)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	220	220	220	165	165
②確保の内容	300	300	300	230	230
②－①	80	80	80	65	65

10 延長保育事業(時間外保育事業)

《事業内容》 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で必要な保育を行います。

(人日)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,500	2,500	2,500	2,200	2,200
②確保の内容	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
②－①	500	500	500	800	800

11 病児・病後児保育事業

《事業内容》 病児について、病院や保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。令和5年3月に町総合交流プラザ内に「町病児保育施設まほろん」が開所となり、体制を整備しました。引き続き、安全かつ良好な利用者支援となるよう、事業運営を進めてまいります。

(人日)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	300	300	300	300	300
②確保の内容	310	310	310	310	310
②－①	10	10	10	10	10

12 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

《事業内容》 保護者が就労等により放課後の時間、家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、小学校区を対象に現在7クラブが運営されています。

今後、施設の老朽化への対策や運営団体への支援等、安全安心に過ごす事ができる環境づくりを進めていきます。

(人)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	365	356	331	306	302
②確保の内容	365	356	331	306	302
②－①	0	0	0	0	0

13 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

《事業内容》 「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭支援拠点(児童家庭福祉・虐待防止)」の機能の一体化を図るため、「こども家庭センター」を令和6年度より設置し、運用システムの導入を実施しました。今後も適切な支援につないでいく体制を整え、更なる充実した支援を展開していきます。

14 子育て世帯訪問支援事業

《事業内容》 訪問支援員が、家事・子育てなどに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

(人日)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保の内容	20	20	20	20	20
②－①	0	0	0	0	0

15 親子関係形成支援事業

《事業内容》 児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者や児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に情報交換できる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業です。

(人)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保の内容	8	8	8	8	8
②－①	0	0	0	0	0

16 妊婦等包括相談支援事業

《事業内容》 すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産や子育てができる環境を整備し、様々なニーズに対応できる支援を実施する事業です。今後も切れ目ない支援を行っていきます。

(回)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	200	200	200	160	160
②確保の内容	200	200	200	160	160
②－①	0	0	0	0	0

17 乳児等通園支援事業

《事業内容》 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間、就労要件を問わず時間単位で保育所等を利用できる事業です。対象は保育所等に入所していない6カ月から満3歳未満のこどもで、令和8年度以降は全ての自治体で実施することになります。各施設と十分に連携しながら受入体制の整備に努めます。

(人日)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	3	3	3	3
②確保の内容	0	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

18 産後ケア事業

《事業内容》 母親の育児に対する不安と孤立感の解消、母親の身体的回復と心理的な安定を図る等、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援していきます。短期入所(ショートステイ)型、通所(デイサービス)型、居宅訪問(アウトリーチ)型があり、ケースのニーズにあったケアを提供していきます。

(人日)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	36	36	36	36	36
②確保の内容	36	36	36	36	36
②－①	0	0	0	0	0

19 実費徴収に係る補足給付事業

《事業内容》 保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後、取組について検討を進めます。

20 多様な主体の参入促進・能力活用事業

《事業内容》 多様な事業者の新規参入を支援するための保育士等の巡回支援や、民間認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制の構築に対し、必要な費用の一部を助成する事業です。現状は、特別な支援が必要なこどもが在籍している場合、その費用の一部を助成(障がい児保育事業)しております。今後も継続するとともに、他の事業についても、国・県に合わせた助成制度を検討します。

21 児童育成支援拠点事業

《事業内容》 養育環境に問題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うための支援を提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保証と健全な育成を図るための事業です。今後、様々なこどもの居場所の確保に取り組んでいる団体等の地域資源の把握を行い、事業の構築を検討します。

4. 教育・保育の一体的提供及び教育 ・保育の推進に関する体制の確保

当町は、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供するため、これまで培ってきた知識や技能を活かすことに努めています。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、これまでの幼児施設の特性と保護者のニーズを勘案し、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

また、幼稚園、保育園、認定こども園においては、研修や会議等を通じて、施設相互の連携を強化しながら、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性と一貫性を確保します。

「幼小中の連携」を重視し、高畠町幼小中連絡協議会において、教育・保育施設と小中学校との連携や交流をさらに推進し、情報共有を図ります。

第6章

計画の推進

1. 計画の進行管理
2. 計画の推進

1.計画の進行管理

この計画に含まれる分野は、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等のさまざまな分野にわたっています。このため、町では、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

なお、この計画に基づく施策の推進のため、期間を定めて進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての検討を行うため、高島町子ども・子育て会議を開催し、委員による調査検討を行い円滑な推進に努めます。

2.計画の推進

基本理念「すべてのこどもと親が「しあわせ」を実感できるまち」をつくるためには、関係機関や地域の人たちが協力し、子育てを支援していくことが必要です。

1) 町民や関係団体との連携

関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を推進し調整を行います。家庭・地域・学校・企業・行政、そして町民一人ひとりが、こどもたちが安全に安心して暮らせる社会をつくるための責任や役割を自覚して行動することが大切であることを認識し力を合わせ、こどもと子育て支援に関わるさまざまな施策の推進に取り組みます。

2) 地域の人材の確保と連携

子育て支援のニーズは多様化しており、保育士や教員など子育てに関わる専門職員だけでなく、集落や子ども育成会、PTA、民生委員・児童委員、主任児童委員、NPO法人、母親クラブ、民間育児サークル、ボランティア団体など、地域でこどもと子育てを支援する団体・個人において、情報の共有と幅広い人材の確保・育成ができるよう、交流の機会提供に努めます。

3) 町民参加・参画の推進

広報等による情報の発信や実施事業を通じて、町民や企業、関係団体等の理解を深めます。さらに、町民等による地域ぐるみでの取り組みを支援し、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型の事業・行事の検討など、町民一人ひとりが、子育て環境づくりに参加・参画できる体制を推進します。

4) SDG s への取組

2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDG s（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDG s は、2030 年（令和 12 年）までに世界中で達成すべき事例として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」という SDG s の理念は、子育て支援の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。本計画でも SDG s の視点を取り入れて互いに支えあえる持続可能なまちづくりに取り組みます。



資 料

1. 第2期計画における総括

- (1) 教育・保育の量の見込みと確保状況
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の確保状況
- (3) その他子どもに関する支援事業の状況

2. ニーズ調査結果（概要）

3. 主な用語解説

4. 計画策定の経緯

5. 高畠町子ども・子育て会議条例

6. 高畠町子ども・子育て会議委員名簿

1. 第2期計画における総括

(1) 教育・保育の量の見込みと確保状況

【総括】

毎年4月1日時点では、教育・保育の量は確保できているが、年度途中での0～2歳児の受け入れについて、希望通り対応できない場合もありました。

出生数は毎年減少傾向で推移しているものの、低年齢の保育需要が伸びており、年度途中でも保育体制が確保できるよう努める必要があります。

保育・教育の量の見込みと提供体制の確保方策(量の見込みは各年度4月1日を想定)

区分		令和2年度								令和3年度									
		1号 (3～5歳・ 学校教育)		2号 (3～5歳・ 保育の必要性あり)		3号 (保育の必要性あり)				1号 (3～5歳・ 学校教育)		2号 (3～5歳・ 保育の必要性あり)		3号 (保育の必要性あり)					
						0歳		1・2歳						0歳		1・2歳			
		当初 計画	実績 値	当初計画	実績 値	当初 計画	実績 値	当初 計画	実績 値	当初 計画	実績 値	当初計画	実績 値	当初 計画	実績 値	当初 計画	実績 値		
		短時間	教育	教育 希望	その他	保育	標準 時間	保育	標準 時間	保育	短時間	教育	教育 希望	その他	保育	標準 時間	保育	標準 時間	保育
短時間	標準 時間			短時間	標準 時間														
①量の見込	高島町内施設を利用予定 の子ども	60	65	24	418	441	88	43	244	225	60	60	23	435	427	92	39	261	196
	高島町外施設を利用予定 の子ども																		
	小計	60	65		442	441	88	43	244	225	60	60		458	427	92	39	261	196
②確保 の内容 (町内)	特定教育・保育施設	80	80		469	469	85	85	239	239	84	94		445	458	86	75	245	233
	特定教育・保育施設以外の 幼稚園※1																		
	届出保育施設等※2				30	30	5	5	15	15	0	0		30	30	5	5	15	15
	特定地域型保育事業所※ 3																		
	小計	80	80		499	499	90	90	254	254	84	94		475	488	91	80	260	248
③確保 の内容 (町外)	特定教育・保育施設																		
	特定教育・保育施設以外の 幼稚園																		
	届出保育施設等																		
	特定地域型保育事業所																		
	小計	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
④需要と供給量の差		20	15		57	58	2	47	10	29	24	34		17	61	△1	41	△1	52

区分		令和4年度								令和5年度													
		1号 (3～5歳・ 学校教育)		2号 (3～5歳・ 保育の必要性あり)		3号 (保育の必要性あり)				1号			2号			3号							
						0歳		1・2歳								0歳		1・2歳					
						当初計画	実績値	当初計画	実績値							当初計画	実績値	当初計画	実績値	当初計画	実績値	当初計画	実績値
		短時間	教育	教育希望 短時間	その他 標準時間	保育	標準時間	保育	標準時間	保育	短時間	教育	教育	教育希望 短時間	その他 標準時間	保育	保育	標準時間	保育	保育	標準時間	保育	保育
①量の見込	高島町内施設を利用予定の子ども	0	0	22	435	0	0	0	0	0	55	44	43	21	435	346	346	92	25	25	261	183	182
	高島町外施設を利用予定の子ども	0	0			0	0	0	0	0	0	3	3			13	12	0	4	3	0	2	2
	小計	0	0	457		0	0	0	0	0	55	47	46	456	359	358	92	29	28	261	185	184	
②確保 （町内） の内容	特定教育・保育施設	0	0	445		0	0	0	0	0	84	78	44	445	435	433	86	71	76	245	207	180	
	特定教育・保育施設以外の幼稚園※1																						
	届出保育施設等※2	0	0		30	0	0	0	0	0	0	0	0		30	0	0	5	0	0	15	0	0
	特定地域型保育事業所※3										0	0	0			0	0	0	3	4	0	6	1
	小計	0	0	475		0	0	0	0	0	84	78	44	475	435	433	91	74	80	260	213	181	
③確保 （町外） の内容	特定教育・保育施設	0	0			0	0	0	0	0	0	0	6			13	12	0	4	5	0	2	1
	特定教育・保育施設以外の幼稚園																						
	届出保育施設等	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	6	0	13	12	0	4	5	0	2	1	
④需要と供給量の差		0	0	18		0	0	0	0	0	29	31	4	19	89	87	△1	49	57	△1	30	△2	

区分		令和6年度												
		1号			2号				3号					
									0歳			1・2歳		
		当初計画	見直し値	実績値	当初計画		見直し値	実績値	当初計画	見直し値	実績値	当初計画	見直し値	実績値
					教育希望短時間	その他標準時間								
短時間	教育	教育			保育	保育	標準時間	保育	保育	標準時間	保育	保育		
①量の見込	高島町内施設を利用予定の子ども	50	39	27	21	435	346	323	92	23	31	261	182	197
	高島町外施設を利用予定の子ども	0	3	3			13	10	0	4	0	0	2	4
	小計	50	42	30	456		359	333	92	27	31	261	184	201
②確保の内容 (町内)	特定教育・保育施設	84	78	28	445		422	396	86	71	67	245	207	196
	特定教育・保育施設以外の幼稚園※1													
	届出保育施設等※2	0	0	0		30	0	0	5	0	0	15	0	0
	特定地域型保育事業所※3	0	0	0			0	0	0	3	1	0	6	3
	小計	84	78	28	475		422	396	91	74	68	260	213	199
③確保の内容 (町外)	特定教育・保育施設	0	3	4			13	9	0	4	4	0	2	6
	特定教育・保育施設以外の幼稚園													
	届出保育施設等	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	3	4	0		13	9	0	4	4	0	2	6
④需要と供給量の差		34	39	2	19		76	72	△1	51	41	△1	31	4

認定区分の説明

1号認定:子どもが満3歳から5歳児で、幼稚園等で教育を希望する場合

2号認定:子どもが満3歳から5歳児で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合

3号認定:子どもが満3歳未満で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合

注釈

※1 子ども・子育て支援制度に移行しない幼稚園

※2 いわゆる認証保育所(一定の基準を満たしている届出保育施設等)

※3 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所保育の事業所

(2) 地域子ども・子育て支援事業の確保状況

- 1 利用者支援事業（基本型）…子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう、高島町屋内遊戯場「もっくる」内において、当事者目線で寄り添い、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行ないます。

(ア) 実績

(箇所)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
確保の内容	②計画値	1	1	1	1	1
	③実績値	1	1	1	1	1
③－①		0	0	0	0	0

(イ) 評価・課題

生活習慣、発育発達についての相談が多く、相談内容に応じて、関係期間との情報共有や連携を行ないました。育児相談しやすい関係性を常時心がけ、支援のための情報を取り入れ、今後も適切な対応を行っていきます。

- 2 利用者支援事業（母子保健型）…妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、げんき館において保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。

(ア) 実績

(箇所)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
確保の内容	②計画値	1	1	1	1	1
	③実績値	1	1	1	1	1
③－①		0	0	0	0	0

(イ) 評価・課題

産前・産後の相談や様々な事業を充実する中で、妊娠・出産、子育て期にわたる相談機関として認知されてきました。少子化が進む中、核家族化、地域のつながりの希薄化など妊産婦やその家族を支える力も弱まっています。妊産婦自身が様々な問題を抱えているなどハイリスク者も増えているため、伴奏型相談支援体制を充実していきます。

3 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）…乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、高島町屋内遊戯場内に「子育て支援センター」を開所しています。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

（ア）実績

（人回）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
確保の内容	②計画値	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	③実績値	15,884	12,884	12,994	18,848	19,714
③－①		4,884	1,884	1,994	7,848	8,714

（イ）評価・課題

親子で楽しめる講座が好評で、託児対応も行いました。今後も、こどもの健康、子育てのコツ、親子で楽しめるもの、制作や情緒に関する講座など、ニーズを探り、検討を行い、子育て親子の交流の場にもなることからきっかけ作りにも努めていきます。

4 妊婦健康診査…妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、
①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施します

（ア）実績

（人回）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み 健診延回数		1,047	1,031	1,016	1,200	1,200
確保の内容	②計画値	医療機関に委託して、厚生労働省基準に則り、通年で実施				
	③実績値	1,410	1,287	1,381	1,142	931
③－①		363	256	365	- 58	- 269

（イ）評価・課題

定期的な妊婦健診受診により母体、胎児の健康管理を行い、産科医療機関と連携しながら必要な支援へつなげ、安心な出産へつながっています。すべての妊婦が健診を受けられる体制を維持し、医療機関との連携の下、妊婦等への支援を継続して行っています。

- 5 乳児家庭全戸訪問事業**…生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業へつなげていきます。

(ア) 実績

(人)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み 対象者		134	132	129	125	123
確保の内容	②計画値	町の助産師、保健師が全戸を訪問				
	③実績値	119	112	113	103	101
③－①		－15	－20	－16	－22	－22

(イ) 評価・課題

産後、できるだけ早期に訪問することで、児の発育発達状況、母の産後の回復状況、育児状況等を把握することで問題を早期に発見し、対応することができました。妊娠期から支援を必要とする妊産婦は増加傾向にあり、早期に関わっていく必要がある一方で、訪問を希望しない対象者が一定数いるため、必要性を伝え理解が得られるよう働きかけながら継続支援をしていきます。

- 6 養育支援訪問事業**…養育支援が必要な家庭を訪問し、指導・助言を行い、適切な養育の実施を確保する事業です。

(ア) 実績

(人)

区 分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み 対象者		13	13	13	20	20
確保の内容	②計画値	町の保健師が訪問				
	③実績値	12	17	20	15	15
③－①		－１	４	７	－５	－５

(イ) 評価・課題

専門的相談支援のほか、育児・家事援助の提供も行い、産後のサポート体制の充実を図りました。妊娠期から対象者を把握し、継続して産後も必要な支援を提供していきます。また、手続きの簡便化等により、利用者しやすい工夫も必要と考え、検討を行います。

- 7 子育て短期支援事業…保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

(ア) 実績

(人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		7	7	7	7	7
確保の内容	②計画値	7	7	7	7	7
	③実績値	0	0	0	0	0
③－①		－7	－7	－7	－7	－7

(イ) 評価・課題

一定数のニーズを有しており、相談はあったが、利用には至っていません。利用希望者や支援を必要とする方が利用できるよう受け皿の確保周知方法を検討していく必要があります。

- 8 ファミリー・サポート・センター事業…乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。当町では、特定非営利法人すぷうんに委託して実施しています。

(ア) 実績

(人日)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		200	240	280	150	150
確保の内容	②計画値	200	240	280	150	150
	③実績値	191	118	142	184	164
③－①		－9	－122	－138	34	14

(イ) 評価・課題

屋内遊戯場内での託児に安心感があり、リピーターも多い状況です。令和6年度は、町の子育て応援券交付事業が開始されたこともあり、館内や町乳児健診において広報に努め、利用拡大につなげていきます。

9 一時預かり事業…家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(ア) 実績

(人日)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		4,762	4,576	4,400	241	215
確保の内容	②計画値	5,120	5,120	5,120	300	300
	③実績値	136	28	262	167	83
③－①		－4,626	－4,548	－4,138	－74	－132

(イ) 評価・課題

利用人数に対し、十分な確保量となっており、利用の必要がある児童が利用できている状況と考えられます。今後も特別保育事業や保育補助者雇上事業等の実施を行い、継続して一時預かりを行いやすい環境づくりに努めていきます。

10 延長保育事業（時間外保育事業）…保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(ア) 実績

(人日)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		12,428	11,925	11,255	2,642	2,249
確保の内容	②計画値	13,000	12,000	12,000	3,000	3,000
	③実績値	4,395	3,645	3,192	3,124	2,516
③－①		－8,033	－8,280	－8,063	482	267

(イ) 評価・課題

保護者の共働き及び勤務体制の多様化が進む中、平日の時間外延長等は、減少の傾向があります。今後も特別保育事業や保育補助者雇上事業等の実施を行い、継続して一時預かりを行いやすい環境づくりに努めていきます。

1 1 病児・病後児保育事業…病児保育事業は、病院・保育所等の専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

(ア)実績

(人日)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		250	250	250	250	250
確保の内容	②計画値	0	0	250	250	250
	③実績値	0	0	0	309	353
③－①		－250	－250	－250	59	103

(イ) 評価・課題

町では令和5年3月に「病児保育施設まほろん」を開所し、令和5年度から運営を開始しました。多くの方が安心して利用され、保護者の子育てと就労の両立の支援につながりました。指導医による研修会の開催や近隣の病児施設との連携に取り組み、今後も安定した運営につなげていきます。

1 2 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）…保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。小学校区を対象に、現在7クラブが運営されています。

(ア)実績

(人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		377	378	365	353	338
確保の内容	②計画値	377	378	365	365	365
	③実績値	339	313	347	356	350
③－①		－38	－65	－18	3	12

(イ) 評価・課題

年度途中の入所希望者により定員を超えるクラブがあり、需要に見合った環境整備が必要であると考えます。小学校校舎の有効活用、放課後子ども教室との一体的運営も検討していく必要があります。

1 3 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業…子どもを守る地域ネットワー

ク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生を予防し、早期に発見及び対応する事業となります。

（ア）実績

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み						実施
確保の内容	②計画値					実施
	③実績値					実施
③－①						

（イ）評価・課題

町は「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭支援拠点（児童家庭福祉・虐待防止）」の機能の一体化を図るため、「こども家庭センター」を令和6年度より設置し、運用システム導入を行いました。妊産婦、子育て世帯、こどもの誰一人取り残すことなく、相談を受け、適切な支援につないでいく体制を整え、更なる充実した支援を展開していきます。

(3) その他子どもに関する支援事業の状況

★★母子保健事業の実施状況★★

(人)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子健康手帳の交付	114	112	116	83	85
ママパパ学級	55	24	94	62	41
新生児訪問	118	112	113	92	88
4か月児健診	125	113	115	107	86
9か月児健診(令和5年度開始)				114	96
1歳6か月児健診	151	102	119	125	115
3歳6か月児健診	155	130	150	106	113
2歳6か月児歯科健診	85	54	68	51	58
2歳児歯科健康相談	61	38	30	26	46
3歳児歯科健康相談	77	44	27	28	24

★★各種手当の受給状況★★

(人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童手当支給対象児童数 (2月末現在)	2,515	2,428	2,320	2,189	※2,650
児童扶養手当受給者数	206	205	193	179	169
特別児童扶養手当受給者数	49	40	41	40	45
障害児福祉手当受給者数	16	12	13	9	8

(4月1日現在)

※R6年度児童手当支給対象児童…制度改正により高校生まで対象となったため

2. ニーズ調査結果（概要）

【1 調査目的】

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」など国の施策等を踏まえ、幼児期の学校教育・保育や子育て支援の充実に向けた諸施策を総合的に推進してきました。

令和7年度からスタートする次期計画の策定に向けた基礎資料とするため、子育て世帯の現状とニーズを把握し、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援のために必要なサービス量を推計するための基礎資料とすることを目的としています。

【2 調査内容】

（対象）

項 目	就学前	小学生
1. 子どもと家族について	○	○
2. 保護者の就労状況について	○	○
3. 平日の定期的な教育・保育事業の利用について	○	
4. 地域の子育て支援事業の利用状況について	○	
5. 土曜・休日や長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望について	○	
6. 病気の際の対応について	○	
7. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	○	
8. 放課後の過ごし方について	○	○
9. 育児休業や時間短縮勤務制度など職場の両立支援制度について	○	
10. 生活の状況や進学、子育て支援への満足度について	○	○

【3 調査対象・調査方法】

（ ）内は、前回5年前の調査値

	就学前児童保護者	小学生保護者
調査対象	町内に居住する就学前児童が含まれる世帯の保護者	町内に居住する小学1～3年生が含まれる世帯の保護者
対象者数	558人（749人） ※同区分で世帯内で兄弟等がいる場合、年下の子が対象（年上は除く）	443人（546人）
調査方法	児童施設を通じた配布回収、 郵送による配布回収 /Web 回答併用	学校を通じた配布回収、 郵送による配布回収 /Web 回答併用
調査時期	令和6年7月9日～7月24日	
調査地域	高畠町内全域	

4 調査の回収結果】 () 内は、前回 5 年前の調査値

	就学前児童保護者	小学生保護者
配布数	558 通 (749 通)	443 通 (546 通)
有効回収数	354 通 (579 通) [紙 : 212 通 Web : 142 通]	313 通 (450 通) [紙 : 136 通 Web : 177 通]
有効回収率	63.4% (77.3%)	70.7% (82.4%)
回答者	母親 77.4% (88.6%)	母親 85.0% (87.1%)

【5 調査結果の概要】

○高畠町における子育て環境や支援への満足度について

【就学前】【小学生】

※ () 内は、前回 5 年前の調査値

今回の調査で、「満足している」「やや満足している」を合わせると就学前児童で 29.1% (43.5%)、小学生で 23.0% (36.0%) となっています。

一方、「不満がある」「やや不満がある」を合わせると就学前児童で 26.8% (11.8%)、小学生で 32.9% (15.7%) となっています。

(単位 : %)

	就学前児童		小学生	
	今回調査	5 年前調査	今回調査	5 年前調査
満足している	8.8	13.3	4.8	11.6
やや満足している	20.3	30.2	18.2	24.4
普通	41.8	40.2	42.2	46.2
やや不満がある	17.2	9.0	20.1	13.3
不満がある	9.6	2.8	12.8	2.4
無回答	2.3	4.5	1.9	2.0

○子育て世帯の負担軽減のために必要な支援について

【就学前】【小学生】

就学前児童、小学生ともに「施設や学校に係る費用（給食費含む）の助成」が最も高く、次いで「町独自の手当等の支給」そして「職場環境改善に向けた事業所への働きかけ」となっています。

(単位 : %)

順位	項目	就学前児童	小学生
1 位	保育施設や学校に係る費用の助成（給食費含む）	42.7	43.8
2 位	町独自の手当等の支給	28.0	31.6
3 位	職場環境改善に向けた事業所への働きかけ	9.6	10.9

次に、主な調査項目について、前回調査との比較も含め検証します。

(1) 保護者の就労状況について

【就学前】【小学生】

母親の「就労している」の割合が就学前児童で 92.7% (89.8%) と 5 年前より 2.9 ポイント高く、小学生で 89.1% (89.8%) と 5 年前より 0.7 ポイント低くなっており、**共働き世帯の傾向がほぼ高い状態を維持**しています。

(2) 保護者の帰宅時間と子どもの迎え時間について

【就学前】【小学生】

母親の帰宅時間で「19 時以降」が就学前児童で 6.4% (15.6%) と 5 年前より 9.2 ポイント低く、小学生で 13.3% (20.2%) で 6.9 ポイント低くなっています。

父親の帰宅時間で「19 時以降」は就学前児童で 23.3% (47.8%) と 5 年前より 24.5 ポイント低く、小学生で 44.6% (55.0%) と 10.4 ポイント低くなっています。**父母共に働き方が変化しつつある**ことが読み取れます。

一方で、「利用時間を 19 時以降まで伸ばしてほしい」との希望が 7.2% (6.3%) と、延長を希望する声も寄せられています。

(※延長保育の最大で 19 時 15 分)

(3) 母親の休業明けの就労希望について

【就学前】【小学生】

現在フルタイムで就労していない方でフルタイムへ転換を希望されている方は、就学前児童で 38.3% (41.7%)、小学生で 45.2% (38.3%)、パートやアルバイト等の就労を希望する方を含めると、就学前児童で 76.5% (78.7%)、小学生で 79.1% (83.2%) と**就労希望が継続して高い**結果でした。

(4) 保育園、幼稚園等の利用について

【就学前】

回答者の 85.6% (91.0%) の子どもが利用しており、5 年前より 5.4 ポイント低くなりましたが、継続して**預け始めの低年齢化**が見受けられ、子どもの数は減少していますが、**利用率は高い傾向**があると言えます。

(5) 土曜日、日・祝日の保育利用希望について

【就学前】

土曜日については、「利用する必要はない」が 54.5% (45.4%) と最も多く、次いで「月 1～2 回利用したい」が 33.9% (36.3%)、「毎週利用したい」が 10.7% (15.9%) という結果でした。

日・祝日についても同様に、「利用する必要はない」が 81.9% (80.1%)、「月 1～2 回利用したい」が 13.6% (15.9%)、「毎週利用したい」が 3.1% (1.9%) という結果でした。

月に 1～2 回利用したい人の理由に「月に数回仕事が入るから」が 58% (82.9%) で 5 年前より 24.9 ポイント低くなっています。

(6) 子どもの病気等の際の対応について

【就学前】

「母親が仕事を休んだ」が 41.6%、次いで「父親が仕事を休んだ」が 27.0%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が 21.8%、「病児・病後児保育を利用した」が 6.1% でした。

「病児・病後児保育を利用したい」が 45.3% (47.1%)、「利用したいと思わない」が 51.7% (52.3%) で、5 年前と大差はない結果となりました。

「利用したくない理由」については、「親が仕事を休んで対応する」が 62.5% (53.0%) で、「他人に看てもらおうもらうのは心配」が 43.3% (50.3%) となり、**可能な限り、親が病児の看病を行ないたい傾向**が読み取れます。

また望ましい事業形態としては、「小児科併設型」79.1% (88.3%) が最も高く、次いで「幼児施設等の他の施設との併用型」が 59.3% (52.1%) となりました。

(当町においては、保護者の就労と子育ての両立に向けて支援を行うため、令和 5 年 3 月に「病児保育施設まほろん」を開所し運営しています。)

(7) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の事業について

【就学前】

「利用していない」が 89.0% (90.8%) で、その理由として「必要でない」が 77.8% (81.2%) と最も高く、次いで「利用料がかかる・高い」が 17.8% (11.6%) でした。

また、当事業を「利用したい人」は 37.0% (30.4%) で、当事業の利用目的は「私用 (買い物、リフレッシュ等)」が 69.5% (60.8%) と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事」63.4% (58.5%) で、利用希望日数は「1～5 日」の割合が最も高くなってました。

また望ましい事業形態としては、「大規模施設で子どもを預かる事業（幼児施設等）」が74.8%（68.8%）が最も多い結果となりました。

短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用希望※新設について「利用する必要がない」が83.3%で最も多く、「利用したい」が12.4%でした。

利用目的としては、「保護者や家族の育児疲れ・不安」が77.3%と最も高く、次いで「保護者や家族の病気」が65.9%、「冠婚葬祭」が38.6%の結果となり、希望宿泊数は「1～5泊」の割合が最も高くなっています。

（８）放課後の過ごし方について

【就学前】【小学生】

5歳以上の就学前児童がいる家庭で、子どもが小学校低学年になったときに放課後過ごさせたい場所については、以下のとおり。

順位	今 回	5 年前
1 位	放課後児童クラブ 55.0%	放課後児童クラブ 58.0%
2 位	自宅 30.0%	自宅 39.8%
3 位	放課後子ども教室 13.3%	習い事 21.6%

小学校低学年の児童がいる家庭で、子どもが小学校低学年時に放課後過ごさせている場所及び高学年になった時の過ごさせたい場所については、以下のとおり。

【小学校低学年時に現在過ごさせている場所】

順位	今 回	5 年前
1 位	放課後児童クラブ 57.8%	自宅 55.3%
2 位	自宅 42.8%	放課後児童クラブ 44.9%
3 位	塾や習い事 15.7%	塾や習い事 23.3%

「放課後児童クラブ」で過ごしている割合が増加し、最も多い結果に。

【小学校高学年時になった時に過ごさせたい場所】

順位	今 回	5 年前
1 位	自宅 69.0%	自宅 69.3%
2 位	塾や習い事 37.4%	塾や習い事 42.4%
3 位	放課後児童クラブ 26.5%	放課後児童クラブ 19.6%

「放課後児童クラブ」の需要が高まっていることがよみとれます。

(9) 放課後児童クラブの土日祝日、長期休暇の利用について

【就学前】【小学生】

土曜日及び日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望について以下のとおり。
いずれも「利用する必要はない」の割合が高くなっています。

【土曜日の利用について】

(単位: %)

設問	就学前児童		小学生	
	今回	5年前	今回	5年前
利用する必要はない	72.7	58.5	63.7	46.1
低学年(1～3年)の間は利用したい	18.2	20.8	12.6	26.0
高学年(4～6年)でも利用したい	3.0	15.1	11.5	17.2

【日曜日・祝日の利用について】

設問	就学前児童		小学生	
	今回	5年前	今回	5年前
利用する必要はない	87.9	84.9	81.9	77.5
低学年(1～3年)の間は利用したい	3.0	5.7	3.8	6.4
高学年(4～6年)でも利用したい	0.0	3.8	3.3	4.9

一方で、長期休暇(夏休み・冬休み等)中の利用希望については、以下のとおり。
「利用したい」の割合が高くなっています。

【長期休暇(夏休み・冬休み等)中の利用について】

設問	就学前児童		小学生	
	今回	5年前	今回	5年前
利用する必要はない	3.0%(3位)	19.3%(2位)	32.3%(1位)	34.7%(1位)
低学年(1～3年)の間は利用したい	51.5%(1位)	47.7%(1位)	31.9%(2位)	29.1%(2位)
高学年(4～6年)でも利用したい	45.5%(2位)	14.8%(3位)	30.4%(3位)	22.2%(3位)

(10) 親の育児休業の取得について

【就学前】

母親の育児休業については、「取得した」が 75.4% (61.7%) で5年前より13.7ポイント高く、「取得していない」が 5.9% (14.9%) で5年前より9ポイント低い結果でした。取得していない理由は以下のとおり。

順位	今 回	5 年前
1 位	経済面 <u>47.6%</u>	職場に取りにくい雰囲気があった 26.7%
2 位	職場に取りにくい雰囲気があった <u>28.6%</u>	経済面 20.9%
3 位	仕事が忙しかった 23.8%	職場に制度がない 19.8%
4 位	仕事に早く復帰したかった 19.0%	仕事が忙しかった 17.4%

「経済面」が 47.6% (20.9%) と最も割合が高く5年前により26.7ポイント高くなっています。また「職場に制度がない」は 9.5% (19.8%) と10.3ポイント低くなっています。

父親の育児休業については、「取得した」が 14.1% (0.7%) で5年前より13.4ポイント高く、「取得していない」が 78.2% (84.8%) で5年前より6.6ポイント低い結果でした。取得していない理由は以下のとおり。

順位	今 回	5 年前
1 位	仕事が忙しかった 43.0%	配偶者が取得した 42.4%
2 位	配偶者が取得した 41.9%	仕事が忙しかった 32.4%
3 位	経済面 41.5%	経済面 33.2%
4 位	職場に取得しにくい雰囲気があった 36.1%	職場に取得しにくい雰囲気があった 31.8%

「仕事が忙しかった」が 43.0% (32.4%) と最も割合が高く、5年前より10.6ポイント高くなっている。3位の「経済面」が 41.5% (33.2%) と、5年前により8.3ポイント高くなっており、**父母共に「経済面を理由に、育児休業を取得しない」割合が高くなっていることがうかがえます。**

(11) 育児休業後の職場復帰のタイミングについて

【就学前】

母親が「育児休業を取得した」と回答した人で、職場復帰のタイミングについて「年度初めに合わせた」が 40.8% (33.7%) に対し、「それ以外」が 58.7% (64.7%) となり「それ以外」の方が上回りました。(5年前も同様)

実際に取得した期間は「6ヶ月～1年」が 49.8% (42.6%) で最も高い一方、希望する取得期間は「1年～1年6ヶ月」が 45.1% (50.2%) と最も高い結果でした。

希望より早く復帰した理由については、以下のとおり。

順位	今 回	5 年前
1 位	経済面 42.4%	経済面 39.6%
2 位	希望する保育所に入るため 32.4%	人事異動や業務の節目の時期に合わせるため 28.9%
3 位	人事異動や業務の節目の時期に合わせるため 21.6%	希望する保育所に入るため 21.9%

「経済面」が 42.4%（39.6%）と最も割合が高く、次いで「希望する保育所に入るため」が 32.4%（21.9%）と 5 年前より 10.5 ポイント高くなっています。

(12) 育児休業後職場での短時間勤務制度の利用について

【就学前】

「利用した」が 37.6%（30.4%）、「したかったが利用しなかった」が 30.0%（37.6%）、「必要なかった」が 31.0%（31.0%）でした。

利用しなかった理由については、以下のとおり。

順位	今 回	5 年前
1 位	利用すると給与が減らされる 46.9%	職場に取りにくい雰囲気がある 58.8%
2 位	職場に取りにくい雰囲気がある 43.8%	仕事が忙しかった 51.8%
3 位	仕事が忙しかった 26.6%	利用すると給与が減らされる 37.7%
4 位	制度を利用できることを知らなかった 15.6%	制度がなかった 27.2%

「利用すると給与が減らされる」が 46.9%（37.7%）と最も割合が高く、9.2 ポイント高くなっています。

「育児休業」制度そのものは浸透し、男性の取得率の向上もみられました。

一方で、育児休業の取得、取得後の復帰のタイミング、短時間勤務制度の利用等において、経済面を懸念して希望通りになっていないことがよみとれます。

3. 主な用語解説

あ行	
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業
インクルーシブ教育システム	「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのこと
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間外に、保育所や認定こども園において保育を行う事業
か行	
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において1対1を基本として家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）
教育標準時間認定（1号認定）	満3歳以上で就学前の保育の必要がない子どもの認定。昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育を受けることができる。
公定価格	「保育の必要量」や「施設の所在する地域」等を勘案して、教育・保育、地域型保育に必要な費用の額を内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 認定こども園、幼稚園、保育所の保育料は、この公定価格を基に地域の実情等を勘案して保護者の所得に応じて市町村が決定
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目の無い支援を提供する体制を構築する施設

子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
子育てのための施設等利用給付	幼児教育・保育が無償化されることに伴い、新たに対象となる施設・サービス。対象は、 ・幼稚園（私学助成園）を利用する方（新1号認定） ・認可外保育施設（ベビーシッター含む）を利用する方（新2号または新3号認定） ・一時預かり事業、幼稚園や認定こども園の預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する方（新2号または新3号認定）
子ども家庭支援員	子ども家庭総合支援拠点で支援を行う職員。社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等の資格が必要
子ども家庭総合支援拠点	地域のすべての子ども、家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った機関。地域の資源を活用し、18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を切れ目なく継続して支援を行う。
子どものための教育・保育給付	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支弁する教育・保育施設に係る「施設型給付」等の支給に要する費用のうち、負担対象額の一部を国が負担するものである。（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4） 私立保育所に対しては、施設型給付ではなく、市町村が施設に対して、保育に要する費用を「委託費」として支払う。
子ども・子育て支援給付	子どものための現金給付（児童手当）及び子どものための教育・保育給付
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」
こども食堂	1人で食事したり、家庭の事情で食べられなかったりする子ども向けに無料や安価で食事を提供する食堂
コミュニティスクール	保護者や地域のニーズを繁栄させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校のこと。
さ行	
サード	ひとり親家庭などの小中学生を対象に支援員（地域の人たち）が学習を教える場。学びと交流の場

産後うつスクリーニング	産後うつ病の支援として出産後 1 カ月を目処に行われ、10 項目からなる質問票を用いて行われるスクリーニング方法
事業所内保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（法第 7 条）
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付（法第 11 条）
市町村子ども・子育て支援事業計画	5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、制度の実施主体として、全市町村で作成することになります。
市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言います。本会議は、区長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項で定める区長の附属機関）
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業（法第 7 条）
た行	
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第 7 条）市町村による認可事業として地域型保育給付の対象
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第 27 条）
な行	
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
認定こども園	保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設
認定区分	・ 1 号認定子ども：満 3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・ 2 号認定子ども：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・ 3 号認定子ども：満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
は行	
ハイリスク妊産婦	妊娠中・出産中・産後、母体または胎児（新生児）に、健康上の問題や合併症を悪化させる危険性がある、もしくは死の危険があるなどなんらかのリスクを伴う可能性がある妊産婦のこと。
保育標準時間認定 （２号・３号）	主にフルタイムの就労を想定した保育認定 各園の開所時間のうち園で指定する 11 時間が利用できる。
保育短時間認定 （２号・３号）	主にパートタイムの就労を想定した保育認定 各園の開所時間のうち園で指定する 8 時間が利用できる。
保育所型認定こども園	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育の必要性	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み（法第 9 条）
放課後子ども教室	国でいう放課後子ども教室推進事業のことで、すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動の拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動の機会を提供する取組み
放課後児童クラブ	国でいう放課後児童健全育成事業のことで、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に 児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
や行	
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言を行い、適切な養育の実施を確保する事業
幼児教育・保育の無償化	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などからの取組み 幼稚園や保育所等に通う 3～5 歳の全ての子どもと、保育所に通う 0～2 歳の住民税非課税世帯の子どもについて、利用料を無償化とするもの
幼保連携型認定こども園	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型認定こども園	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

4. 計画策定の経緯

開催年月日		子ども・子育て会議委員会	事務局会等
令和 6年	11月8日		第1回 事務局会 ・第2期計画達成状況について ・ニーズ調査結果について ・今後のスケジュールについて
	11月29日		第2回 事務局会 ・第2期計画達成状況の評価について ・第3期計画の骨子（案）について
	12月13日	第1回 会議 ・委嘱、正副会長の選任 ・第2期計画達成状況の評価について ・ニーズ調査結果の総括について ・第3期計画の基本方針・目標（案）について	
	12月20日		第3回 事務局会 ・第3期計画策定にむけて ・今後の進め方
令和 7年	～1月30日		基本目標毎に取組検討（各班毎）
	1月31日		第4回 事務局会 ・第3期計画（案）について ・「量の見込み」と「確保の内容」案について
	2月13日		子育て部門で協議
	2月20日	第2回 会議 ・第3期計画（案）について ・「量の見込み」と「確保の内容」（案）について	
	2月下旬		子育て部門で協議
	2月28日 ～3月14日	パブリック・コメント（町ホームページ）	
	3月19日		子育て部門で協議
	3月26日	第3回 会議 ・第3期計画（最終案）のについて ・「量の見込み」と「確保の内容」（最終案）について → 了承	

5. 高畠町子ども・子育て会議条例

高畠町子ども・子育て会議条例

平成26年3月24日条例第3号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、高畠町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。）の利用定員に関すること。
- (4) 特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）事業の利用定員に関すること。
- (5) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者（法第6条に規定する子どもの保護者をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する学識経験のある者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康子育て課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

6. 高畠町子ども・子育て会議委員名簿

○委員

No.	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	子どもの保護者	たかはたこども園父母の会会長	横山 孝裕	
2		高畠町PTA連合会母親委員長 (糠野目小)	伊藤 和泉	
3		放課後児童クラブ「あおぞら」 保護者会長	平 達也	
4	子ども・子育て支援に 関する事業従事者	学校法人高橋学園 理事長	高橋 恵史	会長
5		社会福祉法人高畠仏教昭和会 常務理事	齋藤 英隆	
6		社会福祉法人高畠三恵会 理事長	高橋 桂子	
7		特定非営利活動法人すぷうん 理事長	草野 恵子	副会長
8		高畠町社会福祉協議会長	神保 一雄	
9	子ども・子育て支援に 関する学識経験者	高畠町連合校長会(糠野目小)	高橋 正昭	
10		高畠町主任児童委員 代表	高橋 律子	

○事務局

No.	所 属 名	職 名	氏 名
1	教育総務課	課長補佐	山内 善克
2	社会教育課	課長補佐(社会教育・スポーツ振興担当)	鈴木 勲
3	健康子育て課	課 長	富樫 昌典
4		課長補佐(子育て支援担当)	小林 幸代
5		母子保健係長	木戸 美樹
6		子育て支援係長	榎本 奈生
7		屋内遊戯場 主査	高橋 睦子
8		こども施設係長	黒澤 美香
9		主任	竹田 昌太
10		主事補	鈴木 優心

第3期高畠町子ども・子育て支援事業計画

策定 令和7年3月

発行 令和7年3月

発行 山形県高畠町（健康子育て課）

〒992-0392

山形県東置賜郡高畠町大字高畠 436

TEL 0238-52-3031

